

二条家本系『日次記』諸写本の比較と写本系統

廣瀬憲雄・芝田早希

はじめに

本稿は、蓬左文庫典籍研究会のメンバーで執筆した前稿、「蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察」^{〔1〕}を前提に、前稿発表以降の調査成果をもとに執筆したものであり、二〇二〇年二月一日のシンポジウムでの研究発表をもとにしている。当日の報告と本稿の執筆は、研究会を代表して廣瀬憲雄・芝田早希が行った。

本稿で検討する『日次記』は、平安・鎌倉時代の古記録を収集して年代順に配列した、二条良基の編とされる典籍であり、後述する十千分類本で全二三〇冊（うち目録一〇冊）になる大部のものである。『日次記』の写本は、大きく十千分類本と東方朔占書分類本に分かれており、十千分類本は名古屋市蓬左文庫（尾張徳川家旧蔵）、東洋文庫（岩崎文庫本、紀伊徳川家旧蔵）、東山御文庫、慶應義塾大学（二条家旧蔵）など、東方朔占書分類本は内閣文庫（二二〇冊本・三三五冊本・一一七冊本）、国立国会図書館（一五四冊本、七七冊に合冊）などに所蔵されている。また、内閣文庫には徳川将軍家旧蔵の『日次記』目録があり、水戸徳川家も『日次記』を書写・所蔵していたことが確認されている^{〔2〕}。

前稿では、『日次記』の主要写本の紹介と基礎的な検討のみを実施したが、本稿では、蓬左文庫典籍研究会のメンバーで分担して実施した、蓬左文庫本『日次記』の内容調査に基づいて、他機関が所蔵する『日次記』との比較を進める（第一章）。また、東方朔占書分類本の冊次を記した挟込紙を有するが、他の東方朔占書分

類本とは冊次配列等が異なる国立国会図書館本については、成立過程と伝来を詳しく検討していく(第二章)。

【注】

(1) 吉田一彦・廣瀬憲雄・木村慎平・手嶋大祐・松蘭斉・鳥居和之・丸山裕美子・浅岡悦子・芝田早希「蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察——書物の書写・贈与・相続をめぐる公家と武家——」(『名古屋市立大学大学院人間文化研究科人間文化研究』三三、二〇一九、四二—八四頁)。

(2) それぞれの写本については、吉田一彦他「蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察」(注1前掲)参照。このうち東山御文庫本の一部は、国立歴史民俗博物館が所蔵している。なお十干分類本では、全体を甲乙丙丁戊己庚辛壬癸の十種類に分類し、東方朔占書分類本では、鶏狗猪羊牛馬人穀に員外を加えた九種類に分類している。

第一章 『日次記』諸写本の比較と写本系統

第一節 『日次記』諸写本の内容比較(一)——十干分類本を中心に——

本章では、『日次記』諸写本の内容を比較し、『日次記』の写本系統を明らかにする。まず本節では、蓬左文庫本の調査知見に基づいて、十干分類本を中心とする『日次記』の写本の内容比較を行う。「はじめに」でも述べた通り、『日次記』の写本は、蓬左文庫・東洋文庫・東山御文庫・慶應義塾大学等(以上、十干分類本)、内閣文庫・国立国会図書館等(以上、東方朔占書分類本。内閣文庫は二二〇冊・三三五冊・一一七冊の三種)に所蔵されている。以下、本章ではこれら八本の内容を検討していくが、二条家本『日次記』との関連が想定

される写本として、内閣文庫所蔵の御小納戸本『日次記』一〇〇冊¹⁾と、蓬左文庫所蔵『玉海（玉葉）』が存在しているので、これら二本も加え、表一として合計十本の内容を比較した。以下本章では、この表一に基づいて論を進めていく。

まず十千分類本の四本に注目すると、書写過程で親本の明確な誤りを修正した事例が、③・⑤・⑦・⑩・⑫・⑬・⑭・⑮の八例²⁾存在している。十千分類本に関しては、前稿での検討で、二条家本―紅葉山文庫本―蓬左文庫本・東山御文庫本・慶應本、蓬左文庫本―東洋文庫本・水戸徳川家本という写本系統が明らかにされているので、これらの修正点が問題を引き起こすことはないのだが、写本系統が不明である場合は、書写時に修正し得る誤りに基づいて写本系統を決定するわけにはいかないであろう。

続いて、蓬左文庫本と東洋文庫本のみ貼紙や付箋の形で情報が追加されている事例を、①・⑥の二例指摘することができる。①に関しては情報の出所は不明であるが、⑥の内容は御小納戸本『日次記』と蓬左文庫本『玉海』に頭書という形で記されており、おそらく尾張藩において附されたものが、東洋文庫本書写時に継承されたと思われる。この点は、東洋文庫本が蓬左文庫本の子本であるという、前稿の結論を補強するものである。

同じく前稿の結論を補強するものとしては、十千分類本と東方朔占書分類の内容が相違する、②・⑧・⑨・⑪・⑲・⑳・㉑・㉒の八例が挙げられる。前稿では、十千分類本と東方朔占書分類本は別系統の写本と考えたのだが、これらの事例は、実際に両者が別系統であることを示すものといえる。

また、御小納戸本『日次記』・蓬左文庫本『玉海』と、『日次記』の諸写本との関係に注目すると、両者が一致しない事例として、③¹⁾・④¹⁾・⑤¹⁾・⑭¹⁾・⑳¹⁾・㉑の十一例を挙げることができる。これらの事例は、二条家本

一条家本系『日次記』謄写本の比較と写本系統

表一 日次記謄写本内容比較表

冊次等	蓬左文庫本	東洋文庫本	慶応本	東山御文庫本	内閣220巾本	内閣355巾本	内閣117巾本	国会図書館本	内閣小堀戸本	蓬左玉手海
① 丁8仁平 38/8	母左殿寄元三之 間念無文之抱衣 (帳留母下)	母左殿寄元三之 間念無文之抱衣 (帳留母下)	付箋なし。	付箋なし。	付箋なし。	付箋なし。	【欠】	付箋なし。	付箋なし。	【欠】
② 丙02久寿 24/13	五日条あり。 十五日条は十一 日条に續ける(十 六日条脱のため)。	五日条あり。 十五日条は十一 日条に續ける(十 六日条脱のため)。	五日条→十三日 条。十三日には十 五日条に續ける(十 六日条脱のため)。	五日条→十三日 条。十三日には十 五日条に續ける(十 六日条脱のため)。	五日条→十三日 条。十三日には十 五日条に續ける(十 六日条脱のため)。	五日条→十三日 条。十三日には十 五日条に續ける(十 六日条脱のため)。	【欠】	五日条→十三日 条。十三日には十 五日条に續ける(十 六日条脱のため)。	五日条→十三日 条。十三日には十 五日条に續ける(十 六日条脱のため)。	【欠】
③ 丙04久寿 21/2	一日条→二日条。 二日条は三日条の 脱り。	一日条→二日条。 二日条は三日条の 脱り。	一日条→二日条。 二日条は三日条の 脱り。	一日条→二日条。 二日条は三日条の 脱り。	一日条→二日条。 二日条は三日条の 脱り。	一日条→二日条。 二日条は三日条の 脱り。	【欠】	一日条→二日条。 二日条は三日条の 脱り。	一日条→二日条。 二日条は三日条の 脱り。	【欠】
④ 丙12嘉応 24/12/21	十日条→二十日 日条。条は二十一 日条に續ける(二十 二日条脱のため)。	十日条→二十日 日条。条は二十一 日条に續ける(二十 二日条脱のため)。	十日条→二十日 日条。条は二十一 日条に續ける(二十 二日条脱のため)。	十日条→二十日 日条。条は二十一 日条に續ける(二十 二日条脱のため)。	十日条→二十日 日条。条は二十一 日条に續ける(二十 二日条脱のため)。	十日条→二十日 日条。条は二十一 日条に續ける(二十 二日条脱のため)。	十日条→二十日 日条。条は二十一 日条に續ける(二十 二日条脱のため)。	十日条→二十日 日条。条は二十一 日条に續ける(二十 二日条脱のため)。	十日条→二十日 日条。条は二十一 日条に續ける(二十 二日条脱のため)。	十日条→二十日 日条。条は二十一 日条に續ける(二十 二日条脱のため)。
⑤ 丁14安元 27/11	十日条→二日条。 二日条は十一日条の 脱り。	十日条→二日条。 二日条は十一日条の 脱り。	十日条→二日条。 二日条は十一日条の 脱り。	十日条→二日条。 二日条は十一日条の 脱り。	十日条→二日条。 二日条は十一日条の 脱り。	十日条→二日条。 二日条は十一日条の 脱り。	十日条→二日条。 二日条は十一日条の 脱り。	十日条→二日条。 二日条は十一日条の 脱り。	十日条→二日条。 二日条は十一日条の 脱り。	十日条→二日条。 二日条は十一日条の 脱り。
⑥ 丁15安元 211/22	貼紙「聖時之車 權輿毛也車難用 無文青草トハカ リ所ノ可書旨(重服)」あり。	貼紙「聖時之車 權輿毛也車難用 無文青草トハカ リ所ノ可書旨(重服)」あり。	貼紙なし。	貼紙なし。	貼紙なし。	貼紙なし。	貼紙なし。	貼紙なし。	貼紙なし。	貼紙なし。
⑦ 丁15安元 212/15	追い込みで十四 日条に續ける。	追い込みで十四 日条に續ける。	正常。	追い込みで十四 日条に續ける。	追い込みで十四 日条に續ける。	追い込みで十四 日条に續ける。	追い込みで十四 日条に續ける。	追い込みで十四 日条に續ける。	追い込みで十四 日条に續ける。	追い込みで十四 日条に續ける。
⑧ 丁15安元 212/17	脱して行間に補 入。	脱して行間に補 入。	脱して行間に補 入。	脱して行間に補 入。	脱して行間に補 入。	脱して行間に補 入。	脱して行間に補 入。	脱して行間に補 入。	脱して行間に補 入。	脱して行間に補 入。
⑨ 丁15安元 212/18	追い込みで十六 日条に續ける(十 七日日条脱のため)。	追い込みで十六 日条に續ける(十 七日日条脱のため)。	追い込みで十六 日条に續ける(十 七日日条脱のため)。	追い込みで十六 日条に續ける(十 七日日条脱のため)。	追い込みで十六 日条に續ける(十 七日日条脱のため)。	追い込みで十六 日条に續ける(十 七日日条脱のため)。	追い込みで十六 日条に續ける(十 七日日条脱のため)。	追い込みで十六 日条に續ける(十 七日日条脱のため)。	追い込みで十六 日条に續ける(十 七日日条脱のため)。	追い込みで十六 日条に續ける(十 七日日条脱のため)。
⑩ 戊08治承 37/13	3丁目と4丁目 が通じ。	3丁目と4丁目 は正常。	3丁目と4丁目 は正常。	3丁目と4丁目 が通じ。	3丁目と4丁目 は正常。	3丁目と4丁目 は正常。	3丁目と4丁目 が通じ。	3丁目と4丁目 は正常。	3丁目と4丁目 が通じ。	3丁目と4丁目 は正常。

冊次第	蓬左文庫本	東洋文庫本	慶応本	東山御文庫本	内閣220冊本	内閣335冊本	内閣117冊本	国会図書館本	内閣九朝写本	蓬左本玉海
① 凡13治承 4.8/18	十七日条→十九日条。十八日条は十八日条の誤り。	十七日条→十九日条。十八日条は十八日条の誤り。	十七日条→十九日条。十八日条は十八日条の誤り。	十七日条→十九日条。十八日条は十八日条の誤り。	十七日条→十九日条。十八日条は十八日条の誤り。	十七日条→十九日条。十八日条は十八日条の誤り。	十七日条→十九日条。十八日条は十八日条の誤り。	十七日条→十九日条。十八日条は十八日条の誤り。	十七日条→十九日条。十八日条は十八日条の誤り。	十七日条→十九日条。十八日条は十八日条の誤り。
② 凡16養和 1.11/30	十一月三日条。十二月三日条の丁が逆了。	逆了なし。	逆了なし。	逆了なし。	逆了なし。	逆了なし。	逆了なし。	逆了なし。	逆了なし。	逆了なし。
③ 凡17養和 2.3/22	十一日条→十二日条。十二日条は十二日条の誤り。	十一日条→十二日条。十二日条は十二日条の誤り。	十一日条→十二日条。十二日条は十二日条の誤り。	十一日条→十二日条。十二日条は十二日条の誤り。	十一日条→十二日条。十二日条は十二日条の誤り。	十一日条→十二日条。十二日条は十二日条の誤り。	十一日条→十二日条。十二日条は十二日条の誤り。	十一日条→十二日条。十二日条は十二日条の誤り。	十一日条→十二日条。十二日条は十二日条の誤り。	十一日条→十二日条。十二日条は十二日条の誤り。
④ 凡17寿永 1.4/28	七日条→八日条。八日条は八日条の誤り。	七日条→八日条。八日条は八日条の誤り。	七日条→八日条。八日条は八日条の誤り。	七日条→八日条。八日条は八日条の誤り。	七日条→八日条。八日条は八日条の誤り。	七日条→八日条。八日条は八日条の誤り。	七日条→八日条。八日条は八日条の誤り。	七日条→八日条。八日条は八日条の誤り。	七日条→八日条。八日条は八日条の誤り。	七日条→八日条。八日条は八日条の誤り。
⑤ 凡17文治 6.4/26	「天晴此日冊命立后也以女御從三位任子為中宮職子細在別記」。	「天晴此日冊命立后也以女御從三位任子為中宮職子細在別記」。	「天晴此日冊命立后也以女御從三位任子為中宮職子細在別記」。	「天晴此日冊命立后也以女御從三位任子為中宮職子細在別記」。	「天晴此日冊命立后也以女御從三位任子為中宮職子細在別記」。	「天晴此日冊命立后也以女御從三位任子為中宮職子細在別記」。	「天晴此日冊命立后也以女御從三位任子為中宮職子細在別記」。	「天晴此日冊命立后也以女御從三位任子為中宮職子細在別記」。	「晴此日女御任子有冊命立后事」。	「天晴此日冊命立后也以女御從三位任子為中宮職子細在別記」。
⑥ 凡17文治 6.4/27	「立后第二日也 孟酌如常」。	「立后第二日也 孟酌如常」。	「立后第二日也 孟酌如常」。	「立后第二日也 孟酌如常」。	「立后第二日也 孟酌如常」。	「立后第二日也 孟酌如常」。	「立后第二日也 孟酌如常」。	「立后第二日也 孟酌如常」。	「雨降立后第二日也……」。	「立后第二日也 孟酌如常」。
⑦ 凡17文治 6.4/28	「立后第三日也 孟酌如常」。	「立后第三日也 孟酌如常」。	「立后第三日也 孟酌如常」。	「立后第三日也 孟酌如常」。	「立后第三日也 孟酌如常」。	「立后第三日也 孟酌如常」。	「立后第三日也 孟酌如常」。	「立后第三日也 孟酌如常」。	「雨降立后第二日也……」。	「立后第三日也 孟酌如常」。
⑧ 凡19建久 1.12/10	十九日条→十日条。二十日条は二十日条の誤り。	十九日条→十日条。二十日条は二十日条の誤り。	十九日条→十日条。二十日条は二十日条の誤り。	十九日条→十日条。二十日条は二十日条の誤り。	十九日条→十日条。二十日条は二十日条の誤り。	十九日条→十日条。二十日条は二十日条の誤り。	十九日条→十日条。二十日条は二十日条の誤り。	十九日条→十日条。二十日条は二十日条の誤り。	十九日条→二十日条。二十日条は二十日条の誤り。	十九日条→二十日条。二十日条は二十日条の誤り。
⑨ 凡30建久 2.7/17	十七日条なし。	十七日条なし。	十七日条なし。	十七日条なし。	十七日条なし。	十七日条なし。	十七日条なし。	十七日条なし。	十七日条あり。	十七日条なし。
⑩ 凡30建久 2.7/18	十八日条なし。	十八日条なし。	十八日条なし。	十八日条なし。	十八日条なし。	十八日条なし。	十八日条なし。	十八日条なし。	十八日条あり。	十八日条なし。

冊次等	蓬左文庫本	東洋文庫本	慶応本	東山御文庫本	内閣220冊本	内閣335冊本	内閣117冊本	国会図書館本	内閣小納戸本	蓬左本玉海
⑩ 辛16健仁 15/18	十五日条→十九日条→二十一日条→二十七日条→二十八日条の誤り。	十五日条→十九日条→二十一日条→二十七日条の誤り。	十五日条→二十一日条→二十七日条の誤り。	十五日条→十九日条→二十一日条→二十七日条の誤り。	十八日条→二十一日条→二十七日条の誤り。	十八日条→二十一日条→二十七日条の誤り。	【欠】	二十五日条→二十一日条(正帯)の誤り。	【欠】	【欠】
⑪ 壬24寛喜 17/24	十三日条→二十一日条→二十四日条の誤り。	十三日条→二十一日条→二十四日条の誤り。	十三日条(傍書)→二十一日条(傍書)→二十四日条の誤り。	十三日条→二十一日条→二十四日条の誤り。	十三日条(見せ消)→二十一日条(見せ消)→二十四日条(見せ消)の誤り。	十三日条→二十一日条(正帯)の誤り。	【欠】	十三日条(見せ消)→二十一日条(見せ消)→二十四日条(見せ消)の誤り。	十三日条→二十一日条→二十四日条の誤り。	【欠】
⑫ 壬24寛喜 17/27	十三日条→二十一日条→二十七日条の誤り。	十三日条→二十一日条→二十七日条の誤り。	十三日条(傍書)→二十一日条(傍書)→二十七日条(傍書)の誤り。	十三日条→二十一日条→二十七日条の誤り。	十三日条(見せ消)→二十一日条(見せ消)→二十七日条(見せ消)の誤り。	十三日条→二十一日条(正帯)の誤り。	【欠】	十三日条(見せ消)→二十一日条(見せ消)→二十七日条(見せ消)の誤り。	十三日条→二十一日条→二十七日条の誤り。	【欠】
⑬ 癸05天福 19/22	二十一日条→二十二日条→二十三日条の誤り。	二十一日条→二十二日条→二十三日条の誤り。	二十一日条→二十二日条→二十三日条の誤り。	二十一日条→二十二日条→二十三日条(正帯)の誤り。	二十一日条→二十二日条→二十三日条の誤り。	二十一日条→二十二日条→二十三日条の誤り。	【欠】	二十一日条→二十二日条→二十三日条の誤り。	二十一日条→二十二日条→二十三日条の誤り。	【欠】
⑭ 癸06文暦 22/19	十四日条→十九日条→二十一日条の誤り。	十四日条→十九日条→二十一日条の誤り。	十四日条→十九日条→二十一日条の誤り。	十四日条→十九日条→二十一日条の誤り。	十四日条(見せ消)→十九日条(見せ消)→二十一日条(見せ消)の誤り。	十四日条→十九日条(正帯)の誤り。	【欠】	十四日条(見せ消)→十九日条(見せ消)→二十一日条(見せ消)の誤り。	十四日条→十九日条→二十一日条の誤り。	【欠】
⑮ 癸08文暦 21/07	十九日条→二十四日条→二十九日条(巳酉)の誤り。	十九日条→二十四日条→二十九日条(巳酉)の誤り。	十九日条→二十四日条→二十九日条(巳酉)の誤り。	十九日条→二十四日条→二十九日条(巳酉)の誤り。	十九日条→二十四日条→二十九日条(巳酉)の誤り。	十九日条→二十四日条→二十九日条(巳酉)の誤り。	【欠】	十九日条(見せ消)→二十四日条(見せ消)→二十九日条(見せ消)の誤り。	十九日条→二十四日条→二十九日条(巳酉)の誤り。	【欠】

の『日次記』は、『玉葉（玉海）』として伝来した写本群とは別系統であることを示唆しているが、さらに⑧・⑨・⑩のように、東方朔占書分類本と御小納戸本『日次記』・蓬左文庫本『玉海』が一致し、十千分類本とは一致しない事例が見られることを考慮すれば、少なくとも『玉葉』相当部分に関しては、東方朔占書分類本の方が『玉葉（玉海）』として伝来した写本群に近く、十千分類本は逆に、これらの写本からは遠い系統ということになる^⑤。

第二節 『日次記』諸写本の内容比較（二） — 東方朔占書分類本を中心に —

本節では、東方朔占書分類本の四本の内容比較を行う。東方朔占書分類本は十千分類本とは異なり、冊数と内容がそれぞれ異なるので、議論の前提として表二でそれぞれの巻次対照の一覧を提示した。この表二によれば、内閣二二〇冊本・同三三五冊本・同一一七冊本は、一部順番が前後する部分もあるがほぼ同一であり、同系統の写本と判断できるが、国会図書館本は、癸23〜25・27相当部分のように、内閣文庫所蔵の三本とは配置が大きく異なる部分があり、東方朔占書分類本の中でも別系統と考えられる。なお、国会図書館本の成立過程と伝来に関しては、第二章で詳しく検討していきたい。

巻次対照がほぼ同一である内閣文庫の三本については、表一を参照すると、二二〇冊本と三三五冊本が一致し、一一七冊本とは異なる事例が、⑤・⑥・⑩・⑬の二（三）例存在することが分かる。このうち⑬の事例は、二二〇冊本では十二日を「廿二日」と誤り、擦り消しで十二日に訂正する一方、三三五冊本では「廿二日」の

表二 日記記諸写本巻次対照表

十千	東山	内閣335	内閣220	内閣117	国会154	小納戸
【欠】	【欠】	第001冊(総目録)	第001冊(総目録)	第001冊(総目録)		
甲集目録	5-2-1	第002冊(甲)	第002冊-1(甲)			
乙集目録	5-2-2	第003冊(乙)	第002冊-2(乙)			
丙集目録	5-2-3	第004冊(丙)	第003冊-1(丙)			
丁集目録	5-2-4	第005冊(丁)	第003冊-2(丁)			
戊集目録	5-2-5	第006冊(戊)	第004冊-1(戊)			
己集目録	5-2-6	第007冊(己)	第004冊-2(己)			
庚集目録	5-2-7	第008冊(庚)	第005冊-1(庚)			
辛集目録	5-2-8	第009冊(辛)	第005冊-2(辛)			
壬集目録	5-2-9	第010冊(壬)	第006冊-1(壬)			
癸集目録	5-2-10	第011冊(癸)	第006冊-2(癸)			
甲01	5-3-1	第012冊(鶏01)	第007冊(鶏01)	第002冊(鶏01)	第001冊-1	
甲02	5-3-2	第013冊(鶏02)	第008冊(鶏02)	第003冊(鶏02)	第002冊-2	
甲03	5-3-3	第014冊(鶏03)	第009冊(鶏03)	第004冊(鶏03)	第002冊-3	
甲04	5-3-4	第015冊(鶏04)	第010冊(鶏04)	第005冊(鶏04)	第003冊-1	
甲05	5-3-5	第016冊(鶏05)	第011冊(鶏05)	第006冊(鶏05)	第003冊-2	
甲06	5-3-6	第017冊(鶏06)	第012冊(鶏06)	第007冊(鶏06)	第003冊-3	
甲07	5-3-7	第018冊(鶏07上) 第019冊(鶏07下)	第013冊(鶏07)	第008冊(鶏07)	第004冊	
甲08	5-3-8	第020冊(鶏08)	第014冊(鶏08)	第009冊(鶏08)	第006冊-1	
甲09	5-3-9	第021冊(鶏09)	第015冊(鶏09)	【欠】	第006冊-2	
甲10	5-3-10	第022冊(鶏10)	第016冊(鶏10)	第010冊(鶏10)	第007冊-1	
甲11	5-3-11	第023冊(鶏11)	第017冊(鶏11)	第011冊(鶏11)	第007冊-2	
甲12	5-3-12	第024冊(鶏12)	第018冊(鶏12)	第012冊(鶏12)	第007冊-3	台記 第14冊-1
甲13	5-3-13	第025冊(鶏13上) 第026冊(鶏13下)	第019冊(鶏13)	第013冊(鶏13)	第008冊-1	第02冊
甲14	5-3-14	第027冊(鶏14)	第020冊(鶏14)	第014冊(鶏14)	第008冊-2	第14冊-2
甲15	5-3-15	第028冊(鶏15上) 第029冊(鶏15中) 第030冊(鶏15下)	第021冊(鶏15)	第015冊(鶏15)	第009冊	第03冊
甲16	5-3-16	第031冊(鶏16)	第022冊(鶏16)	第016冊(鶏16)	第010冊-1	第14冊-3
甲17	5-3-17	第032冊(鶏17)	第023冊(鶏17)	第017冊(鶏17)	第010冊-2	
甲18	5-3-18	第033冊(鶏18)	第024冊(鶏18)	第018冊(鶏18)	第011冊	第04冊
甲19	5-3-19	第034冊(鶏19)	第025冊(鶏19)	第019冊(鶏19)	第012冊	第05冊
甲20	5-3-20	第035冊(鶏20)	第026冊(鶏20)	第020冊(鶏20)	第013冊	
甲21	5-3-21	第036冊(鶏21)	第027冊(鶏21)	第021冊(鶏21)	第014冊	第06冊
甲22	5-3-22	第037冊(鶏22)	第028冊(鶏22)	第022冊(鶏22)	第015冊	
甲23	5-3-23	第038冊(鶏23上) 第039冊(鶏23下)	第029冊(鶏23)	第023冊(鶏23)	第016冊	第07冊-1
甲24	5-3-24	第042冊(鶏25上) 第043冊(鶏25下)	第031冊(鶏25)	第025冊(鶏25)	第017冊	第15冊
甲25	5-3-25	第040冊(鶏24上) 第041冊(鶏24下)	第030冊(鶏24)	第024冊(鶏24)	第018冊	第07冊-2
乙01	5-3-26	第044冊(鶏26上) 第045冊(鶏26下)	第032冊(鶏26)	第026冊(鶏26)	第019冊	第08冊-1
乙02	5-3-27	第048冊(鶏28)	第034冊(鶏28)	第028冊(鶏28)	第021冊-1	第16冊-1
乙03	5-3-28	第046冊(鶏27上) 第047冊(鶏27下)	第033冊(鶏27)	第027冊(鶏27)	第020冊	第08冊-2
乙04	5-3-29	第049冊(鶏29)	第035冊(鶏29)	第029冊(鶏29)	第021冊-2	第16冊-2
乙05	5-3-30	第050冊(鶏30)	第036冊(鶏30)	第030冊(鶏30)	第021冊-3	
乙06	5-3-31	第051冊(狗01上) 第052冊(狗01下)	第037冊(狗01)	【欠】	第022冊	第17冊-1
乙07	5-3-32	第058冊(狗06)	第042冊(狗06)		第024冊-2	第17冊-1
乙08	5-3-33	第053冊(狗02上) 第054冊(狗02下)	第038冊(狗02)		第023冊	第09冊-1
乙09	5-3-34	第059冊(狗07)	第043冊(狗07)		第024冊-1	第16冊-3
乙10	5-3-35	第055冊(狗03)	第039冊(狗03)		第024冊-3	第09冊-2
乙11	5-3-36	第056冊(狗04)	第040冊(狗04)		第025冊-1	
乙12	5-3-37	第057冊(狗05)	第041冊(狗05)		第025冊-2	第10冊

乙13	5-3-38	第064冊 (狗10上)	第046冊 (狗10)		第026冊	第18冊
		第065冊 (狗10下)				
乙14	5-3-39	第060冊 (狗08上)	第044冊-1 (狗08前半)		第027冊-1	第11冊-1
乙15	5-3-40	第062冊 (狗09上)	第045冊 (狗09)		第028冊	第19冊
		第063冊 (狗09下)				
乙16	5-3-41	第061冊 (狗08下)	第044冊-2 (狗08後半)		第027冊-2	第11冊-2
乙17	5-3-42	第066冊 (狗11上)	第047冊 (狗11)		第029冊	
乙18	5-3-43	第067冊 (狗11下)				
		第069冊 (狗13上)	第049冊 (狗13)		第030冊	第20冊
		第070冊 (狗13中)				
第071冊 (狗13下)						
乙19	5-3-44	第075冊 (狗17上)	第053冊 (狗17)		第032冊	
		第076冊 (狗17下)				
乙20	5-3-45	第068冊 (狗12)	第048冊 (狗12)		第031冊-1	第11冊-3
乙21	5-3-46	第072冊 (狗14)	第050冊 (狗14)		第031冊-1	第12冊
乙22	5-3-47	第073冊 (狗15)	第051冊 (狗15)		第033冊-1	
乙23	5-3-48	第074冊 (狗16)	第052冊 (狗16)		第033冊-2	
丙01	5-3-49	第077冊 (狗18)	第054冊 (狗18)		第034冊	第21冊
丙02	5-3-50	第080冊 (狗21)	第057冊 (狗21)		第036冊	
丙03	5-3-51	第078冊 (狗19)	第055冊 (狗19)		第035冊	第13冊
丙04	5-3-52	第079冊 (狗20)	第056冊 (狗20)		第037冊	
丙05	6-2-1	第081冊 (狗22上)	第058冊 (狗22)		第038冊	玉葉 第02冊
		第082冊 (狗22中)				
		第083冊 (狗22下)				
丙06	6-2-2	第084冊 (狗23上)	第059冊 (狗23)		第039冊-1	第03冊
		第085冊 (狗23下)				
丙07	6-2-3	第087冊 (狗25)	第061冊 (狗25)		第040冊-1	
丙08	6-2-4	第335冊 (鬃33)	第211冊 (員外02)		第039冊-2	
丙09	6-2-5	第086冊 (狗24)	第060冊 (狗24)		第040冊-2	第04冊
丙10	6-2-6	第088冊 (狗26)	第062冊 (狗26)		第041冊	
丙11	6-2-7	第089冊 (狗27上)	第063冊 (狗27)		第042冊	第05冊
		第090冊 (狗27下)				
丙12	6-2-8	第091冊 (猪01上)	第064冊 (猪01)	第031冊 (猪01)	第043冊	第06冊
		第092冊 (猪01下)				
丙13	6-2-9	第093冊 (猪02上)	第065冊 (猪02)	第032冊 (猪02)	第044冊	第07冊
		第094冊 (猪02下)				
		第095冊 (猪03上)				
丙14	6-2-10	第096冊 (猪03中)	第066冊 (猪03)	第033冊 (猪03)	第045冊	第08冊
		第097冊 (猪03下)				
		第098冊 (猪04上)				
丙15	6-2-11	第099冊 (猪04下)	第067冊 (猪04)	第034冊 (猪04)	第046冊	第09冊
		第100冊 (猪05)				
丙16	6-2-12	第101冊 (猪06上)	第068冊 (猪05)	第035冊 (猪05)	第047冊	第10冊
丙17	6-2-13	第102冊 (猪06下)	第069冊 (猪06)	第036冊 (猪06)	第048冊	第11冊
		第103冊 (猪07上)				
丙18	6-2-14	第104冊 (猪07下)	第070冊 (猪07)	第037冊 (猪07)	第049冊	第12冊
		第105冊 (猪08上)				
丙19	6-2-15	第106冊 (猪08下)	第071冊 (猪08)	第038冊 (猪08)	第050冊	第13冊
		第107冊 (猪09)				
丙20	6-2-16	第107冊 (猪09)	第072冊 (猪09)	第039冊 (猪09)	第051冊 (猪09)	第14冊
丁01	6-2-17	第108冊 (猪10)	第073冊 (猪10)	第040冊 (猪10)	第052冊-1	
丁02	6-2-18	第109冊-1 (猪11前半)	第074冊-1 (猪11前半)	第041冊-1 (猪11前半)	第052冊-2	第15冊
丁03	6-2-19	第109冊-2 (猪11後半)	第074冊-2 (猪11後半)	第041冊-2 (猪11後半)	第052冊-3	
丁04	6-2-20	第110冊 (猪12上)	第075冊 (猪12)	第042冊 (猪12)	第053冊	
丁05	6-2-21	第111冊 (猪12下)				
		第112冊 (猪13上)	第076冊 (猪13)	第043冊 (猪13)	第054冊	第16冊
		第113冊 (猪13下)				
丁06	6-2-22	第114冊 (猪14上)				
丁07	6-2-23	第115冊 (猪14下)				
丁08	6-2-24	第116冊 (猪15)	第078冊 (猪15)	第045冊 (猪15)	第056冊	第18冊
丁09	6-2-25	第117冊 (猪16上)	第079冊 (猪16)	第046冊 (猪16)	第057冊	
		第118冊 (猪16下)				
丁09	6-2-25	第119冊 (猪17)	第080冊 (猪17)	第047冊 (猪17)	第058冊	第19冊

【欠】

丁10	6-2-26	第120冊 (猪18上)	第081冊 (猪18)	第048冊 (猪18)	第059冊	第20冊
		第121冊 (猪18下)				
丁11	6-2-27	第122冊 (猪19上)	第082冊 (猪19)	第049冊 (猪19)	第060冊	第21冊
		第123冊 (猪19下)				
丁12	6-2-28	第124冊 (猪20)	第083冊 (猪20)	第050冊 (猪20)	第061冊-1	第22冊
丁13	6-2-29	第125冊 (猪21)	第084冊 (猪21)	第051冊 (猪21)	第061冊-2	
丁14	6-2-30	第126冊 (猪22上)	第085冊 (猪22)	第052冊 (猪22)	第062冊	第22冊
		第127冊 (猪22下)				
丁15	6-2-31	第128冊 (羊01上)	第086冊 (羊01)	第053冊 (羊01)	第063冊	第23冊
		第129冊 (羊01中)				
		第130冊 (羊01下)				
丁16	6-2-32	第131冊 (羊02上)	第087冊 (羊02)	第054冊 (羊02)	第064冊	第24冊
		第132冊 (羊02下)				
丁17	6-2-33	第133冊 (羊03上)	第088冊 (羊03)	第055冊 (羊03)	第065冊	第25冊
		第134冊 (羊03中)				
		第135冊 (羊03下)				
丁18	6-2-34	第136冊 (羊04)	第089冊 (羊04)	第056冊 (羊04)	第066冊-1	第26冊-2
丁19	6-2-35	第137冊 (羊05上)	第090冊 (羊05)	第057冊 (羊05)	第066冊-2	
		第138冊 (羊05下)				
戊01	6-2-36	第139冊 (羊06上)	第091冊 (羊06)	第058冊 (羊06)	第067冊	第27冊-1
		第140冊 (羊06中)				
		第141冊 (羊06下)				
戊02	6-2-37	第142冊 (羊07)	第092冊 (羊07)	第059冊 (羊07)	第069冊	
		第143冊 (羊08上)				
戊03	6-2-38	第144冊 (羊08中)	第093冊 (羊08)	第060冊 (羊08)	第070冊	第28冊
		第145冊 (羊08下)				
戊04	6-2-39	第146冊 (羊09)	第094冊 (羊09)	第061冊 (羊09)	第071冊	第29冊
戊05	6-2-40	第147冊 (羊10上)	第095冊 (羊10)	第062冊 (羊10)	第068冊	
		第148冊 (羊10下)				
戊06	6-2-41	第149冊 (羊11上)	第096冊 (羊11)	第063冊 (羊11)	第072冊	第30冊
		第150冊 (羊11中)				
		第151冊 (羊11下)				
戊07	6-2-42	第152冊 (羊12上)	第097冊-1 (羊12前半)	第064冊-1 (羊12前半)	第073冊-1	第31冊
戊08	6-2-43	第153冊 (羊12下)	第097冊-2 (羊12後半)	第064冊-2 (羊12後半)	第073冊-2	第32冊
戊09	6-2-44	第154冊 (羊13上)	第098冊 (羊13)	第065冊 (羊13)	第074冊	
		第155冊 (羊13中)				
		第156冊 (羊13下)				
戊10	6-2-45	第157冊 (羊14上)	第099冊 (羊14)	第066冊 (羊14)	第075冊	第33冊
		第158冊 (羊14下)				
戊11	6-2-46	第159冊 (羊15上)	第100冊 (羊15)	第067冊 (羊15)	第076冊	第34冊
		第160冊 (羊15下)				
戊12	6-2-47	第161冊 (羊16上)	第101冊 (羊16)	第068冊 (羊16)	第077冊	第35冊
		第162冊 (羊16中)				
		第163冊 (羊16下)				
戊13	6-2-48	第164冊 (羊17上)	第102冊 (羊17)	第069冊 (羊17)	第078冊	第36冊
		第165冊 (羊17中)				
		第166冊 (羊17下)				
戊14	6-2-49	第167冊 (羊18上)	第103冊 (羊18)	第070冊 (羊18)	第079冊	第37冊-2
		第168冊 (羊18下)				
戊15	6-2-50	第169冊 (羊19上)	第104冊 (羊19)	第071冊 (羊19)	第080冊	
		第170冊 (羊19下)				
戊16	6-2-51	第171冊 (羊20)	第105冊 (羊20)	第072冊 (羊20)	第082冊-1	第38冊
戊17	6-2-52	第172冊 (牛01上)	第106冊 (牛01)	第073冊 (牛01)	第081冊	
己01	6-2-53	第174冊 (牛02)	第107冊 (牛02)	第074冊 (牛02)	第082冊-2	第39冊
		第175冊 (牛03上)				
己02	6-2-54	第176冊 (牛03下)	第108冊 (牛03)	第075冊 (牛03)	第083冊	
己03	7-3-1	第177冊 (牛04)	第109冊 (牛04)	第076冊 (牛04)	第084冊	第40冊
己04	7-3-2	第178冊 (牛05)	第110冊 (牛05)	第077冊 (牛05)	第085冊-1	
己05	7-3-3	第179冊 (牛06)	第111冊 (牛06)	第078冊 (牛06)	第085冊-2	第41冊
		第180冊 (牛07上)				
己06	7-3-4	第181冊 (牛07下)	第112冊 (牛07)	第079冊 (牛07)	第086冊	
		第185冊 (牛09)				
己07	7-3-5	第185冊 (牛09)	第114冊 (牛09)	第081冊 (牛09)	第087冊-1	

己08	7-3-6	第182冊 (牛08上)	第113冊 (牛08)	第080冊 (牛08)	第087冊-2	第42冊
		第183冊 (牛08中)				
		第184冊 (牛08下)				
己09	7-3-7	第186冊 (牛10上)	第115冊 (牛10)	第082冊 (牛10)	第088冊-1	
		第187冊 (牛10下)				
己10	7-3-8	第188冊 (牛11)	第116冊 (牛11)	第083冊 (牛11)	第088冊-2	
己11	7-3-9	第189冊 (牛12上)	第117冊 (牛12)	第084冊 (牛12)	第089冊-1	第43冊
		第190冊 (牛12下)				
己12	7-3-10	第191冊 (牛13)	第118冊 (牛13)	第085冊 (牛13)	第089冊-2	
己13	7-3-11	第192冊 (牛14上)	第119冊 (牛14)	第086冊 (牛14)	第090冊-1	第44冊
		第193冊 (牛14下)				
己14	7-3-12	第194冊 (牛15)	第120冊 (牛15)	第087冊 (牛15)	第090冊-2	第45冊-2
己15	7-3-13	第195冊 (牛16)	第121冊 (牛16)	第088冊 (牛16)	第091冊-1	
己16	7-3-14	第196冊 (牛17)	第122冊 (牛17)	第089冊 (牛17)	第091冊-2	第46冊
		第197冊 (牛18上)				
己17	7-3-15	第198冊 (牛18中)	第123冊 (牛18)	第090冊 (牛18)	第092冊	第47冊
		第199冊 (牛18下)				
己18	7-3-16	第200冊 (牛19)	第124冊 (牛19)	第091冊 (牛19)	第093冊	第48冊
己19	7-3-17	第201冊 (牛20上)	第125冊 (牛20)	第092冊 (牛20)	第094冊-1	
		第202冊 (牛20下)				
己20	7-3-18	第203冊 (牛21)	第126冊 (牛21)	第093冊 (牛21)	第094冊-2	第49冊
庚01	7-3-19	第204冊 (牛22上)	第127冊-1 (牛22前半)	第094冊-1 (牛22前半)	第095冊-1 (牛22)	
庚02	7-3-20	第205冊 (牛22下)	第127冊-2 (牛22後半)	第094冊-2 (牛22後半)	第095冊-2 (牛22)	
庚03	7-3-21	第206冊 (牛23上)	第128冊 (牛23)	第095冊 (牛23)	第096冊	第50冊
		第207冊 (牛23中)				
		第208冊 (牛23下)				
庚04	7-3-22	第209冊 (牛24上)	第129冊 (牛24)	第096冊 (牛24)	第097冊-1	第51冊
		第210冊 (牛24下)				
庚05	7-3-23	第211冊 (牛25)	第130冊 (牛25)	第097冊 (牛25)	第097冊-2	第52冊
庚06	7-3-24	第212冊 (馬01)	第131冊 (馬01)	第101冊 (馬04)	第099冊	
庚07	7-3-25	第216冊 (馬04上)	第134冊 (馬04)	第098冊 (馬01)	第098冊	
		第217冊 (馬04下)				
庚08	7-3-26	第213冊 (馬02上)	第132冊 (馬02)	第099冊 (馬02)	第100冊-1	第53冊
		第214冊 (馬02下)				
庚09	7-3-27	第215冊 (馬03)	第133冊 (馬03)	第100冊 (馬03)	第100冊-2	
庚10	7-3-28	第224冊 (馬07上)	第137冊 (馬07)	第102冊 (馬05)	第102冊	
		第225冊 (馬07下)				
庚11	7-3-29	第218冊 (馬05上)	第135冊 (馬05)	第104冊 (馬07)	第101冊	第54冊
		第219冊 (馬05中)				
		第220冊 (馬05下)				
庚12	7-3-30	第221冊 (馬06上)	第136冊 (馬06)	第103冊 (馬06)	第103冊 (馬06)	第55冊
		第222冊 (馬06中)				
		第223冊 (馬06下)				
庚13	7-3-31	第231冊 (馬10)	第140冊 (馬10)	第107冊 (馬10)	第105冊-1	
庚14	7-3-32	第226冊 (馬08上)	第138冊 (馬08)	第105冊 (馬08)	第104冊	第56冊
		第227冊 (馬08下)				
庚15	7-3-33	第333冊 (穀31)	第219冊 (員外10)	【 欠 】	第105冊-2 (穀員外)	
庚16	7-3-34	第228冊 (馬09上)	第139冊 (馬09)	第106冊 (馬09)	第106冊	第57冊
		第229冊 (馬09中)				
		第230冊 (馬09下)				
庚17	7-3-35	第232冊 (馬11上)	第141冊 (馬11)	第108冊 (馬11)	第107冊-1	第58冊
		第233冊 (馬11下)				
庚18	7-3-36	第236冊 (馬13)	第143冊 (馬13)	第109冊 (馬13)	第107冊-2 (馬13)	
庚19	7-3-37	第234冊 (馬12上)	第142冊 (馬12)	【 欠 】	第108冊	第59冊
		第235冊 (馬12下)				
庚20	7-3-38	第334冊 (穀32)	第220冊 (員外11)		第109冊-1	第68冊-2
辛01	7-3-39	第237冊 (馬14上)	第144冊 (馬14)	第110冊 (馬14)	第109冊-2	第60冊
		第238冊 (馬14下)				
辛02	7-3-40	第239冊 (馬15上)	第145冊 (馬15)	第111冊 (馬15)	第110冊	第61冊
		第240冊 (馬15下)				

辛03	7-3-41	第241冊 (馬16上)	第146冊 (馬16)	第112冊 (馬16)	第111冊-1	第62冊
		第242冊 (馬16下)				
辛04	7-3-42	【 削除 】	【 削除 】	【 削除 】	【 削除】	
辛05	7-3-43	第243冊 (馬17)	第147冊 (馬17)	第113冊 (馬17)	第111冊-2	
辛06	7-3-44	第244冊 (馬18上)	第148冊 (馬18)	第114冊 (馬18)	第112冊	第63冊
		第245冊 (馬18下)				
辛07	7-3-45	第246冊 (馬19上)	第149冊 (馬19)	第115冊 (馬19)	第113冊	第64冊
		第247冊 (馬19中)				
		第248冊 (馬19下)				
辛08	7-3-46	第249冊 (馬20上)	第150冊 (馬20)	第116冊 (馬20)	第114冊	第65冊
		第250冊 (馬20中)				
		第251冊 (馬20下)				
辛09	7-3-47	第252冊 (馬21上)	第151冊 (馬21)	第117冊 (馬21)	第115冊	第66冊
		第253冊 (馬21下)				
辛10	7-3-48	第254冊 (人01)	第152冊 (人01)	【 欠 】	第116冊-1	第67冊-1
辛11	7-3-49	第255冊 (人02)	第153冊 (人02)		第116冊-2	
辛12	7-3-50	第256冊 (人03)	第154冊 (人03)		第116冊-3	第67冊-3
辛13	7-3-51	第257冊 (人04上)	第155冊 (人04)		第117冊-1	
		第258冊 (人04下)			第117冊-2	第68冊-1
辛14	7-3-52	第326冊 (穀26)	第214冊 (員外05)		第117冊-2 (穀員外)	
辛15	7-3-53	第259冊 (人05上)	第156冊 (人05)		第118冊	
		第260冊 (人05下)				
辛16	7-3-54	第261冊 (人06上)	第157冊 (人06)		第119冊	
		第262冊 (人06下)				
辛17	8-2-1	第263冊 (人07)	第158冊 (人07)		第120冊-1	玉養 第01冊
辛18	8-2-2	第264冊 (人08)	第159冊 (人08)		第120冊-2	
辛19	8-2-3	第266冊 (人09下)	第161冊 (人09下)		第121冊-1	第02冊
辛20	8-2-4	第267冊 (人10)	第162冊 (人10)		第121冊-2	
辛21	8-2-5	第268冊 (人11)	第163冊 (人11)		第122冊-1	第03冊
壬01	8-2-6	第269冊 (人12)	第164冊 (人12)		第122冊-2	
壬02	8-2-7	第270冊 (人13)	第165冊 (人13)		第123冊-1	第04冊
壬03	8-2-8	第271冊 (人14)	第166冊 (人14)		第123冊-2	
壬04	8-2-9	第272冊 (人15)	第167冊 (人15)		第124冊-1	第05冊
壬05	8-2-10	第273冊 (人16)	第168冊 (人16)		第124冊-2	
壬06	8-2-11	第274冊 (人17)	第169冊 (人17)		第125冊-1	第06冊
壬07	8-2-12	第275冊 (人18上)	第170冊 (人18)		第125冊-2	
		第276冊 (人18下)			第126冊-1	第07冊-1
壬08	8-2-13	第277冊 (人19)	第171冊 (人19)		第126冊-2	
壬09	8-2-14	第278冊 (人20)	第172冊 (人20)		第127冊-1	第08冊
壬10	8-2-15	第279冊 (人21)	第173冊 (人21)		第127冊-2	
壬11	8-2-16	第280冊 (人22)	第174冊 (人22)		第128冊-1	第09冊
壬12	8-2-17	第281冊 (人23)	第175冊 (人23)		第128冊-2	
壬13	8-2-18	第282冊 (人24)	第176冊 (人24)		第129冊-1	第10冊
壬14	8-2-19	第283冊 (人25)	第177冊 (人25)		第130冊-1	
壬15	8-2-20	第285冊-1 (人27前半)	第179冊-1 (人27前半)		第129冊-2	第11冊
		第284冊 (人26)	第178冊 (人26)		第130冊-2	
壬16	8-2-21	第285冊-2 (人27後半)	第179冊-2 (人27後半)		第131冊	第12冊
		第286冊 (人28)	第180冊 (人28)		第132冊	
壬17	8-2-22	第287冊 (人29)	第181冊 (人29)		第133冊	第13冊
壬18	8-2-23	第288冊 (人30上)	第182冊 (人30)		第134冊	
壬19	8-2-24	第289冊 (人30下)			第135冊	第14冊
		第290冊 (人31上)	第183冊 (人31)		第142冊-1	
壬20	8-2-25	第291冊 (人31下)			第142冊-2	第15冊
壬21	8-2-26	第292冊 (人32)	第184冊 (人32)		第143冊-1	
壬22	8-2-27	第293冊 (人33)	第185冊 (人33)		第142冊-2	第16冊
壬23	8-2-28	第294冊 (人34)	第186冊 (人34)		第136冊-1 (人35)	
壬24	8-2-29	第295冊 (人35)	第187冊 (人35)		第136冊-2	第17冊-1
壬25	8-2-30	第296冊 (穀01)	第188冊 (穀01)		第137冊-1	
壬26	H-600-1000-3	第297冊 (穀02上)	第189冊-1 (穀02前半)		第137冊-2	第18冊
		第298冊 (穀02中)				
壬27	H-600-1000-4	第299冊 (穀02下)	第189冊-2 (穀02後半)		第137冊-2	

壬28	H-600-1000-5	第300冊 (殺03)	第190冊 (殺03)		第138冊	
癸01	8-2-31	第301冊 (殺04上) 第302冊 (殺04下)	第191冊 (殺04)		第139冊	
癸02	8-2-32	第303冊 (殺05)	第192冊 (殺05)		第140冊	
癸03	8-2-33	第304冊 (殺06)	第193冊 (殺06)		第141冊	
癸04	H-600-1000-1	第307冊 (殺08)	第195冊 (殺08)		第144冊	
癸05	8-2-34	第305冊 (殺07上) 第306冊 (殺07下)	第194冊 (殺07)		第143冊	
癸06	H-600-1000-2	第308冊 (殺09)	第196冊 (殺09)		第145冊	
癸07	8-2-35	第309冊 (殺10)	第197冊 (殺10)		第146冊	第08冊-1
癸08	8-2-36	第310冊 (殺11上) 第311冊 (殺11下)	第198冊 (殺11)		第147冊 (殺11)	
癸09	8-2-37	第313冊 (殺13)	第200冊 (殺13)		第148冊-2	第08冊-2
癸10	8-2-38	第312冊 (殺12)	第199冊 (殺12)		第148冊-1	
癸11	8-2-39	第314冊 (殺14)	第201冊 (殺14)		第148冊-3	
癸12	8-2-40	第315冊 (殺15上) 第316冊 (殺15下)	第202冊 (殺15)		第149冊	第08冊-3
癸13	8-2-41	第317冊 (殺16)	第203冊 (殺16)		第150冊-1	
癸14	8-2-42	第318冊 (殺17)	第204冊 (殺17)		第150冊-2	
癸15	8-2-43	第319冊 (殺18)	第205冊 (殺18)		第150冊-3	第09冊-1
癸16	8-2-44	第320冊 (殺19)	第206冊 (殺19)		第151冊-1	
癸17	8-2-45	第321冊 (殺20)	第207冊 (殺20)		第154冊-1	
癸18	8-2-46	第322冊 (殺21)	第208冊 (殺21)		第151冊-2	第09冊-2
癸19	8-2-47	第323冊 (殺22)	第209冊 (殺22)		第151冊-3	第10冊-1
癸20	8-2-48	第328冊 (殺27)	第215冊 (員外06)		第153冊-2 (殺員外)	
癸21	8-2-49	第330冊 (殺29)	第217冊 (員外08)		第154冊-2 (殺員外)	
癸22	8-2-50	第331冊 (殺30上) 第332冊 (殺30下)	第218冊 (員外09)		第152冊	
癸23	8-2-51	第324冊 (殺23)	第210冊 (員外01)		第001冊-2	
癸24	8-2-52	第327冊 (殺25)	第213冊 (員外04)		第005冊-2	
癸25	8-2-53	第329冊 (殺28)	第216冊 (員外07)		第005冊-1	
癸26	8-2-54	第265冊 (員外08 →人09上)	第160冊 (員外08 →人09上)		第153冊-1	第10冊-2
癸27	8-2-55	第325冊 (殺24)	第212冊 (員外03)		第002冊-1	

【欠】

まま訂正せず、一一七冊本では正しく「十二日」としている。これは、二二〇冊本・三三五冊本と一一七冊本とが別系統であることを示す一方、この事例だけでは二二〇冊本と三三五冊本の関係を明確にすることはできないのだが、②⑥の事例を参照すると、二二〇冊本・一一七冊本がともに二十字を脱して補入しているのに対して、三三五冊本では補入記号のみを存し、補入すべき二十字を記していないことが判明する。これは、三三五冊本は二二〇冊本・一一七冊本の親本にはなりえないことを示しているので、この点から内閣文庫本三本の相互関係を提示するならば、二二〇冊本は親本、三三五冊本は子本となり、一一七冊本はこの両本の成立以前の段階で枝分かれしたということになる。

これに対して、三三五冊本と一一七冊本が一致し、二二〇冊本とは異なる事例も、②・④・⑤の三例存在している。しかし、これらの事例はすべて、二二〇冊本では見せ消ちになっている日付の誤りを、三三五冊本では見せ消ちにせず訂正したものである。このような事例は、一一七冊本の欠失部分である⑩・⑪・⑬でも見られるので、これらの点を論拠として、三三五冊本を異系統の写本と考えることはできないであろう。

第三節 慶應義塾大学所蔵本（新二条家本）『日次記』のイ本書入

本節では、慶應義塾大学所蔵『日次記』のイ本書入について検討する。慶應義塾大学には、二条家旧蔵の『日次記』（紅葉山文庫本の親本（江戸前期に焼失⁷）ではなく、元文六年（一七四一）に幕府が紅葉山文庫本を書写し二条家に贈った本）が所蔵されている。この慶應本（新二条家本）には、別本（イ本）との校合結果が

表三 慶応本日記異本表記

慶応本条文	傍書箇所	傍書	小納戸本（明治の朱は除外）
丙05仁安01/12/22	「く北面無指」の「指」	「指イ」	「く北面無指」
丙05仁安01/12/22	「各不指」の「指」	「指イ」	「各不指」
丙05仁安02/01/20	「摂政奉祀乗之」の「祀」	「抱イ」	「摂政奉祀乗之」
丙05仁安02/03/23	「上皇臨奉＝女御連車」の「＝」	「新イ」	「上皇臨奉＝女御連車」
丙05仁安02/03/23	「指＝（わ＋爰）片膝」の「＝」	「突イ」	「指突片膝」
丙05仁安02/05/05	「御幸習袴」の「習」	「摺イ」	「御幸習袴」
丙05仁安02/05/17	「被遷七条＝（と＋更）所云々の「＝」	「匣イ」	「被遷七条＝（と＋更と匣の中間の字）所云々」
丙05仁安02/05/21	「件状被納管如表云々の「管」	「管イ」	「件状被納管如表云々」
丙05仁安02/05/21	「又被納管」の「管」	「管イ」	「又被納管」
丙05仁安02/10/15	「有公家事」の「公」	「出イ」	「有公家事」
丙05仁安02/10/30	「今度仙院宮＝御座」の「仙」「＝」	「依イ」「為イ」	「今度依院宮為御座」
丙05仁安02/10/30	「史二人拊参之」の「拊」	「持イ」	「史二人持参之」
丙05仁安02/10/30	「権校并装束等注文無于硯管の「権」「上」	「檢イ」「テイ」	「檢校并装束等注文無テ硯管」
丙05仁安02/11/01	「く母屋中妻戸帳東…」の「度」	「屋イ」	「く母屋中妻戸帳東…」
丙05仁安02/11/01	「当月朝日」の「朝」	「朔イ」	「当月朝日」傍書「朔乎」
丙05仁安02/11/06	「無左右四能（2字見セ消テ）籠之条」の「四能」	「罷イ」	「無左右罷籠之条」
丙05仁安02/11/16	「次召頭弁作可改御装束之由」の「作」	「称イ」	「次召頭弁作可改御装束之由」
丙05仁安02/11/16	「参列宜陽殿西庇」の「別」	「列イ」	「参列宜陽殿西庇」
丙05仁安02/11/16	「次三獻大寄別当代官忠親卿下殿發歌笛」の「寄」「發」	「哥イ」「発イ」	「次三獻大歌別当代官忠親卿下殿發歌笛」
丙05仁安02/11/16	「次八官人」の「八」	「以イ」	「次八官人」
丙05仁安02/11/16	「外就持杖」の「就」	「記イ」	「外記持杖」
丙05仁安02/11/16	「下殿別立」の「別」	「列イ」	「下殿別（列に近い字体）立」
丙06仁安03/01/14	「呪子五乎」の「呪」	「乙イ」	「乙子五乎」
丙06仁安03/02/23	「能登権守記久」の「記」	「紀イ」	「能登権守紀久」
丙06仁安03/02/29	「列代葬籠」の「葬」	「葬イ」	「列代葬籠」
丙06仁安03/02/29	「布告巡邏」の「巡」	「廻イ」	「布告巡邏」
丙06仁安03/02/29	「主先強行」の「先」と「強」	「者イ」「施イ」	「主者施行」
丙06仁安03/12/27	「祭主以書状社遣告」の「社」	「被イ」	「祭主以書状被遣告」
丙06仁安03/12/30	「近代候法」の「候」	「作（崩れた書体）イ」	「近代作法」
丙09嘉応01/12/23	「遠縁之由」の「縁」	「流イ」	「遠流之由」
丙09嘉応01/12/23	「衆＝已参大内」の「＝」	「徒イ」	「衆徒已参大内」
丙11嘉応02/02/19	「導師公舞」の「舞」	「舜イ」	「導師么舜」
丙12嘉応02/04/23	「教盛卿候気宮」の「宮」	「色イ」	「教盛卿候気色」
丙12嘉応02/06/02	「水＝之愁」の「＝」	「損イ」	「水損之愁」
丙12嘉応02/07/16	「是可＝前駈」の「＝」	「擲イ」	「是可擲前駈」
丙12嘉応02/10/25	「御前此向再拜云々の「此」	「北イ」	「御前此向再拜云々」傍書「北乎」
丙15承安02/02/03	「左府頭許」の「頭」	「頭イ」	「左府頭許」
丙17承安02/09/17	「又不可及返隙云々気国」の「気」	「還イ」「異イ」	「又不可及返隙云々還国」傍書「異」
丙18承安02/12/01	「其状云」の上に訂正符、傍書「云大内火事御返事遅々件火事藻壁門く西面中御／門末門也」曉失也イ」		（本文訂正符傍書とも同一）
丙18承安02/12/04	「可被仰下」の「被」	「斗」	「可計仰下」
丙18承安02/12/07	「卜部不入」の「不」	「官」	「下部官入」「下部不入」両方あり慶応本の再確認必要
丙18承安02/⑩/08	「左馬允奉頼」の「奉」	「泰カ」	「左馬允奉頼」
丙19承安03/01/01	「参上立朋」の「朋」	「明」	「奏上立明」
丙19承安03/01/01	「一兩廻之後」の上に訂正符、傍書「府生退出敷」		（本文同一、訂正符傍書なし）
丙19承安03/01/01	「命云敷也」の「敷」	「可イ」	「命云可也」傍書「然」
丙19承安03/01/01	「但粗云依其所」の「云」	「注」	「但粗く註云）依其所」
丙19承安03/01/02	「左馬允奉頼」の「奉」	「泰」	「左馬允奉頼」

慶応本条文	傍書箇所	傍書	小納戸本（明治の朱は除外）
丙19承安03/01/16	「招合節会」の「合」	「合イ」	「招合節会」
丙19承安03/01/24	「院給方了」の「給」	「御イ」	「院御方、々」
丙19承安03/04/08	「此外無別事」の「別」	「列」	「此外無列事」
丙20承安03/07/07	「已刻着＝帯」の「＝」	「束」	「已刻着束帯」
丙20承安03/07/19	「史生下候」の「下」	「乍敷」	「史生下候」
丙20承安03/07/19	「於今夜者給沙汰」の「給」	「経敷」	「於今夜者経沙汰」
丙20承安03/07/21	「政多武峰」の「政」	「攻カ」	「政多武峰」
丙20承安03/07/21	「無愆＝之法」の「＝」	「肅カ」	「無愆＝{草冠+隸の右+下心}之法」
丙20承安03/08/22	「伴僧四日」の「伴」と「日」	「件」 「口」	「伴僧四口」
丙20承安03/09/07	「権助＝{彡+降の右側}憲」の「＝」	「済敷」	「権助済憲」
丙20承安03/09/09	「御願云八＝{省の下にハ}」の「＝」	「省」	「御願云八＝{省の下にハ}」
戊13治承04/08/04	「以人意不可例天之令然之地也云々」の「例」	「測イ」	「以人意不可測定之令然云地也云々」
戊13治承04/08/08	「左大臣及城川納言等」の「城」	「堀イ」	「左大臣及堀川納言等」
戊13治承04/08/29	「次間齋場所事泰先例」の「泰」と「先」の間	「親イ」	「次間齋場所事泰親先例」
戊13治承04/09/19	「又熊野事追日盛然」の「日」と「盛」の間	「熾イ」	「又熊野事追日熾盛然」
戊13治承04/09/20	「少將維盛朝臣之行」の「行」	「許イ」	「少將維盛朝臣之許」
戊13治承04/09/23	「三宮有少々人云云」の「有」と「少」の間	「幼イ」	「王官有幼少之人云云」
戊13治承04/10/03	「天晴時々雨」の「々」と「雨」の間	「微イ」	「天晴時々微雨」
戊13治承04/10/19	「云冠年来参」の「冠」と「年」の間	「男イ」	「云冠男年来参」
戊13治承04/10/23	「後可令返上給以為行大乘会日」の「以」	「候イ」	「後可令返上給候為行大乘会日」
戊13治承04/10/24	「中御門大納言右大将之外上達申不参云々」の「申」	「部イ」	「中御門大納言右大将之外上達部不参云々」
戊13治承04/11/21	「其中有前驛寺景家」の「前」と「寺」	「飛イ」 「守イ」	「其中有飛驒守景家」
戊13治承04/11/22	「く被伐宮也」の「宮」	「害イ」	「く被伐「害」也」
戊13治承04/11/28	「可始終愛染王護摩」の「終」	「修敷イ」	「可始終愛染王護摩」傍書「修敷」
戊13治承04/11/28	「泰親朝臣如法終泰山」の「終」	「修敷イ」	「泰親朝臣如法終泰山」傍書「修敷」
戊13治承04/12/09	「兵衛殿義経」の「殿」	「尉」	「兵衛尉義経」
戊13治承04/12/12	「又秀平」の「平」	「衡イ」	「又秀衡」
戊13治承04/12/23	「此法眼因辞寺」の「因」	「固イ」	「此法眼固辞寺」
戊14治承05/02/09	「故院中院之内」の「院」	「陰イ」	「故院中陰之内」
戊15治承05/08/06	「其賞預国頗無」の「預」と「国」の間	「孰イ」	「其賞預孰国頗無」
戊15治承05/09/16	「若然者奉具尊時山」の「尊」および「具」と「尊」の間	「本ママ」 「當イ」	「若然者奉具否當時山」
戊16養和01/12/05	「御車寄立屏風又御車」の「又」と「御」の間	「巻イ」	「御車寄立屏風又巻御車」
戊16養和01/12/05	「法華経一」の末尾	「巻イ」	「法華経一卷」
戊17養和02/01/26	「即彼向西山之別所」の「列」	「別イ」	「即彼向西山之別所」
戊17養和02/06/01	「先日之夢者為衣布世間所告也」の「衣」	「流イ」	「先日之夢者为流布世間所告也」
戊17養和02/07/06	「八月雖無例全不可御禊日」の「可」と「御」の間	「替イ」	「八月雖無例全不可替御禊日」
戊17養和02/07/08	「和氣定成依召参来而服薬之間事」の「而」	「問イ」	「和氣定成依召参来問眼薬之間事」
戊17養和02/08/14	「本門大将書之外起総余書之」の「起」	「題イ」	「本門大将書之外題惣余書之」
戊13治承04/08/04	以人意不可「例」天之令然之地也云々	「測イ」	「以人意不可測定之令然云地也云々」
庚11文治04/01/01	「献状」の「献」	「散イ」	「献状」傍書「散イ」
庚11文治04/01/01	「次 三行」の空白部分	「元イ」	「次元三行」
庚11文治04/01/01	「く……仍無困刻之儀」の「困刻」	「開封イ」	「く……仍無困刻之儀」傍書「開封」
庚11文治04/01/01	「漸以来在」の「在」	「集イ」	「漸以来在」傍書「集」

慶応本条文	傍書箇所	傍書	小納戸本（明治の朱は除外）
庚11文治04/01/01	「く……南階東園 而立……」の「開」	「開柱イ」	「く……南階東開柱而立……」
庚11文治04/01/01	「く……次貫首云々……」の「云々」	「立イ」	「く……次貫首云々……」傍書「立敷」
庚11文治04/01/01	「く……仰令人列也……」の「令人」	「含已イ」	「く……仰令人列也……」傍書「已イ」
庚11文治04/01/01	「く……外記史位階……」の「史」	「史イ」	「く……外記史位階……」
庚11文治04/01/01	「く……且父入道納之……」の「父」「之」	「是イ」「言イ」	「く……且父早入道納言……」傍書「是」
庚11文治04/01/01	「く……候西升臺……」の「升」	「竹イ」	「く……候西升臺……」傍書「竹」
庚11文治04/01/01	「く其音智之体……」の「智」	「響イ」	「く其音智之体……」傍書「響敷」
庚11文治04/01/01	「放不進之間」の「放」	「敢イ」	「放不進之間」傍書「敢」「過」
庚11文治04/01/01	「く対 敷之」の空白部分	「馬イ」	「対馬鳴却敷之」
庚11文治04/01/02	「并内等入夜……」の「等」	「府イ」	「并内府入夜……」
庚11文治04/01/06	「く……置申文本勞……」の「本」	「十年イ」	「く……置申文本勞……」傍書「十年イ」
庚11文治04/01/06	「不蒙今復座如何」の「今」	「命イ」	「不蒙今復座如何」傍書「命敷」
庚11文治04/01/08	「呪師一手（「年」に近い字体）之間」の「手」	「午イ」	「呪師一手之間」
庚11文治04/01/08	「呪師六手（「年」に近い字体）了」の「手」	「午イ」	「呪師六手了」
庚11文治04/01/14	「難待御還御」の「御」	「候イ」	「難待御還御」傍書「候」
庚11文治04/01/26	「申畏賜須之由」の「須」	「頒イ」	「申畏賜頒之由」（蓬左本「申畏賜須之由」傍書「頒敷」）
庚11文治04/01/26	「く青句打＝綱云々」の「句」	「白イ」「交イ」	「く青白打交（崩れた書体）綱云々」
庚11文治04/01/26	「陪從妨方已下」の「妨」	「好イ」	「陪從好方已下」
庚11文治04/01/27	「＝翔白沙之上」の「＝」	「通イ」	「＝翔白沙之上」
庚11文治04/01/27	「く余作送之」の「余」と「作」の間	「催イ」	「く余作送之」傍書「催」
庚11文治04/01/27	「乗船渡行」の「行」	「川イ」	「乗船渡川」
庚11文治04/01/27	「散位為」の空白部分	「親イ」	「散位為親」
庚11文治04/01/29	「く伊予六ヶ国因幡三ヶ国也」の「国」2ヶ所	「間イ」「間イ」	「く伊予六ヶ国因幡三ヶ国也」
庚11文治04/01/29	「仍待具令一人參御寺」の「待」	「彼イ」	「仍待具令一人參御寺」傍書「彼イ」
庚11文治04/01/29	「く国行敷」の「敷」	「也イ」	「く国行敷」傍書「也イ」
庚11文治04/01/29	「く幔内」の「内」	「門イ」	「く幔内」傍書「門イ」
庚11文治04/01/29	「く幔内辺相從会也」の「内」	「門イ」	「く幔内辺相從会」傍書「門イ」「礼余イ」
庚11文治04/01/29	「御方西南等」の「方」	「寺イ」	「御寺西南等」
庚11文治04/01/29	「左近將監式視」の「視」	「親イ」	「左近將監式視」傍書「親イ」
庚11文治04/01/30	「以盛澄申入」の「澄」	「隆イ」	「以盛澄申入」傍書「隆」
庚11文治04/01/30	「阿闍梨示雨祈有法驗之故也」の「雨」	「両イ」	「阿闍梨示両祈有法驗之故也」
庚11文治04/02/02	「此日天文博士乗俊」の「乗」	「業イ」	「此日天文博士業俊」
庚11文治04/02/06	「く御郡状三ヶ所技三十二技各一所也」の「技」2ヶ所	「枚イ」「枚イ」	「く御郡状三ヶ所枚三十二枚各一所也」
庚11文治04/02/08	「く乗也」	「垂之イ」	「く乗之」傍書「垂敷」
庚11文治04/02/10	「く定上卿実房……」の「実」	「定イ」	「く定上卿実房……」傍書「公イ」「定イ」
庚11文治04/02/11	「左 臣」の空白部分	「大イ」	「左大臣」（蓬左本「左大臣」）
庚11文治04/02/12	「く千本実慶相也」の「千」	「于イ」	「く千本実慶相也」
庚11文治04/02/13	「元沙汰官史生」の「元」	「无イ」	「无沙汰官史生」
庚11文治04/02/16	「令被日数給之条」の「被」	「経イ」	「令経日数給之条」
庚11文治04/02/19	「大原野人來」の「野」の下の挿入記号	「上イ」	「大原野上人來」（蓬左本、「大原野人」傍書「上敷」）
庚11文治04/02/20	「今召百千万」の「召」	「者イ」	「今者百千万」（蓬左本、「今召」傍書「者」）
庚11文治04/02/20	「且側思出記」の「出」	「書イ」	「且側思書記」
庚11文治04/03/09	「之設示」の「設」	「詩イ」	「之詩示」（蓬左本、「之設示」傍書「詩」）
庚11文治04/03/16	「く自著」の「著」	「署イ」	「く自著」傍書「署敷」「署敷」

慶応本条文	傍書箇所	傍書	小納戸本（明治の朱は除外）
庚11文治04/03/19	「南円座」の「座」	「堂イ」	「南円堂」
庚11文治04/03/19	「光長宗頼等申也」の「也」	「云イ」	「光長宗頼等申也」傍書「云イ」
庚11文治04/03/19	「方忌右南」の「右」	「在イ」	「方忌在南」
庚11文治04/03/20	「顛倒事令下」の「令」	「已イ」	「顛倒事令下」傍書「已イ」
庚11文治04/03/29	「判官主典之符」の「符」	「府イ」	「判官主典之府」
辛01建久02/01/11	「天永二年也化齋宮」の「化」	「於イ」	「天永二年也於齋宮」
辛01建久02/01/13	「中宮女房為見物頒參御堂」の「頒」	「預イ」	「中宮女房為見物預參御堂」
辛01建久02/03/14	「天曆御時被植之旧木炊失」の「炊」	「焼イ」	「天曆御時被損之旧木炊失」傍書「植」「焼」
辛01建久02/03/24	「今夜所參籠也今日尻頭依潔齋也」の「尻」	「晚イ」	「今夜所參籠也今日晚頭依潔齋也」
辛02建久02/04/01	「追從加諷陳云々」の「陳」	「諫イ」	「追從加諷諫云々」
辛02建久02/04/01	「遂可転軻負候是」の「候」	「佐イ」	「遂可転軻負佐是」
辛02建久02/04/23	「廣房感年之忠士也」の「感」	「感イ」	「廣房感年之忠士也」
辛02建久02/04/26	「倒衣管参内裏」の「管」	「裳イ」	「倒衣管参内裏」傍書「裳賊」
辛02建久02/04/26	「已倉亭迷」の「亭」	「卒イ」	「已倉卒迷」
辛02建久02/04/26	「輕○何況」の訂正符部分	「重イ」	「輕重何況」
辛02建久02/04/26	「座○禁獄」の訂正符部分	「圭イ」	「座圭禁獄」
辛02建久02/04/29	「可被○湯王」の訂正符部分	「流イ」	「可被流湯王」
辛02建久02/05/04	「く焼失事同鏡然害人」の「鏡」	「境イ」	「く焼失事同鏡然害人」傍書「境」
辛02建久02/05/12	「く醍醐園窓六勝寺」の「窓」	「宗イ」	「く醍醐園宗六勝寺」
辛02建久02/05/16	「未代 法々」の空白部分	「作イ」	「未代作法々」
辛02建久02/05/26	「而○餘」の訂正符部分	「有イ」	「而有餘」
辛04建久02/10冒頭	「十月」	「大イ」	「十月大」
辛04建久02/10/07	「く宮御所新造也」の「所新」	「祈イ」 「所イ」	「く宮御祈所造也」
辛04建久02/11/02	「く未此定」の「定」	「宅イ」	「く未此宅」
辛04建久02/11/02	「く忽他人不能召出」の「召出」	「右イ」 「云イ」	「く忽他人不能占云」(「占」は「右」に近い書体)
辛04建久02/11/05	「中将何事頼懸望如何具余申云」の「具」	「云云イ」	「中将難事賊頼懸望如何云々余申云」
辛04建久02/11/05	「宗頼注折紙持来等院申定了云々」の「等」	「於イ」	「宗頼注折紙持来於院申定了云々」
辛04建久02/11/09	「く秀弘朝臣」の「弘」	「顯イ」	「く秀弘朝臣」傍書「顯イ」
辛04建久02/11/09	「く今度池「三」」の「三」	「王イ」	「く今度他王」
辛04建久02/11/10	「其中春日正預遠忠沙汰之分御供依」の「分」	「外イ」	「其中春日正預遠忠沙汰之分御供依」傍書「外イ」
辛04建久02/11/13	「材木被用正石之条」の「石」	「殿イ」	「材木被用正殿之条」
辛04建久02/11/15	「猶無催促之人云々此条尤難其科」の「難」	「准イ」	「猶無催促之人云々此条尤准其科」
辛04建久02/11/16 (十五日に誤る)	「有御尋言上子細又献制不被施行事」の「献」	「新イ」	「有御尋言上子細又新制不被施行事」
辛04建久02/11/18	「齋宮寮職事」の「職」	「織イ」	「齋宮寮職事」傍書「織イ」
辛04建久02/11/18	「右大將被下也」の「被」	「已イ」	「右大將已下也」
辛04建久02/11/20	「次大歌発声」の「歌」	「弁イ」	「次大歌発声」傍書「弁イ」
辛04建久02/11/23	「櫛風流小 横」の空白部分	「炭イ」	「櫛風渡流小矣横」傍書「炭イ」
辛04建久02/11/26	「く兼光居其職不可然云々此事得難也」の「得」	「謬イ」	「く兼光居其職不可然云々此事得難也」傍書「謬イ」
辛04建久02/11/26	「く当時式々大輔文章博士」の「々」	「部イ」	「く当時式部大輔文章博士」傍書「文」
辛04建久02/11/26	「其 儲勅使家主等」の空白部分	「次イ」	「其次儲勅使家主等」
辛04建久02/11/26	「次左大將代余着来座」の「来」	「東イ」	「次左大將代余着東座」
辛04建久02/11/26	「く不給之如何」の「何」	「例イ」	「く不給之如例」
辛04建久02/11/28	「く舞人引御馬之間有 仍甞」の空白部分	「論イ」	「く舞人引御馬之間有論仍甞」
辛04建久02/11/28	「丑刻使被下帰参有出御」の「被」	「已イ」	「丑刻使被下帰参有出御」傍書「無別」「已イ」

小納戸本系利用とは断定不可

小納戸本系以外を利用

記されているが、この校合（イ本書入）と、内閣文庫蔵御小納戸本『日次記』の文字とを対照したのが表三である。この表三によれば、丙集（『玉葉』の承安年間まで）は一致率がそれほど高くない一方、戊集・庚集・辛集（同、治承年間から建久年間）の一致率は九割以上になる。そのため、少なくともこの三集部分に関しては、御小納戸本『日次記』を使用して校訂がなされたといえる。その一方、同じ『玉葉』の部分ではあるのだが、少なくとも丙集では御小納戸本『日次記』を使用したと断定することはできないので、校訂には少なくとも二種類の写本が使用されたということになる。また、御小納戸本『日次記』が校訂に利用されたということは、イ本書入は幕府の手によるものということになるので、校訂に使用された第二・第三のイ本も、紅葉山文庫本など幕府が利用可能な写本である可能性が高いと思われる⁸⁾。

第四節 十千分類本辛04と辛05の削除問題

本節では、十千分類本では内容が重複しており、東方朔占書分類本ではこのうち片方が削除されている、辛04と辛05の問題を扱う。前稿を執筆した段階で、十千分類本の辛04と辛05の内容が重複しており、東方朔占書分類本（内閣二二〇冊本・三三五冊本）では蓬左文庫本の辛04が削除されていることは判明しており、前稿で提示した『日次記』諸本対照表においても、十千分類本の辛04が東方朔占書分類本では削除されたとした⁹⁾。

しかし、表一の⑲～㉓や㉔～㉖を参照すると、蓬左文庫本・東洋文庫本と、東山御文庫本・慶應本とでは、辛04と辛05の内容が逆転していることが判明する。そのため、東方朔占書分類本で削除されたのは、蓬左文庫本・

東洋文庫本では辛04に相当するが、東山御文庫本・慶應本では辛05に相当する部分ということになり、前稿で明らかにした通り、蓬左文庫本・東山御文庫本・慶應本が紅葉山文庫本の子本、東洋文庫本が蓬左文庫本の子本であることからすれば、蓬左文庫本書写時に辛04と辛05を取り違え、その誤りが東洋文庫本に引き継がれたと考えるのが妥当であろう。

ただし、徳川光圀撰の『日次記考証』には、「辛五 建久二年十月十一月／右一卷、与前卷全同、而此卷文字闕略、故除去之」⁽¹⁰⁾とあり、水戸藩では辛05を悪本とみなして削除していたことが分かる。前稿で指摘した通り、水戸藩本は蓬左文庫本（尾張藩本）の子本であるはずだが、蓬左文庫本の子本とすれば、東洋文庫本のように辛04の方が悪本となるはずであり、東方朔占書分類本が残した辛05の方を削除しているのは不審である。

この点に関しては、『日次記考証』が徳川光圀撰ではなく、靈元天皇撰である可能性を提示した石田実洋氏の説⁽¹¹⁾に基づくならば、『日次記考証』の対象は、辛05の方が悪本となる東山御文庫本となるので、不審点は解消されるのであるが、『日次記考証』が水戸藩で作成されたことは、次の史料から確認できる。

【貞享五年（一六八八）九月二十二日付大串元善宛中村顧言他書状写】⁽¹²⁾

一、先日今出川内府様へ被仰進候日次記之事、此度

台記ヲ二冊全部別記八冊目録一冊共ニ為御登

被成候、御自分 内府様へ御持參可被成候、日次

記卷首々為御登可被成候得共、皆々一冊二冊宛

有之物ニ而大形水戸ニ有之、且又先日其許へ御

上せ被成候御記之内ニも二三部も有之候事ニ

難取揃候故、先台記為御上被成候、御校合相済次第段々御上せ可被成候間、其段可被仰上候、扱御校合透と相済申候而、此方へ御左右有之候而ハ間可有之候間、御校合大形相済より候時分ニ御左右可被成候、段々ニ御上せ可被成候、此段御自分今出川様へ可被仰上候由被 仰出候、今出川様へ御書被進候間、御持參可被成候

一、日次記考証先日御返シ候得共、此度又御上せ被

成候、此方日次記ハ悉御改正被成候故、昔之日次

記之本形ニ而無之候、此考証無之候而ハ御不審

共可有之候間、台記ニ御附候而御指上ヶ被下候

様ニと今出川様へ可被仰上候由被 仰出候

この史料の前半の一つ書きには、①水戸藩から朝廷（内大臣今出川公規）に『日次記』（のうちの『台記』部分に相当するもの）が貸し出されていたこと、②朝廷では水戸藩本『日次記』を「御校合」に利用していたことが記されている。この「御校合」とは、おそらく貞享二年（一六八五）に書写された東山御文庫本の校合作業を指すと思われる。

また、後半の一つ書きには、③『日次記考証』が水戸藩から朝廷へ貸し出され、一旦は返却されたが再度貸し出されたこと、④その理由は、水戸藩の『日次記』は「悉御改正被成候故、昔之日次記之本形ニ而無之候」状態であるので、『日次記考証』が手元になれば利用に不便であることが記されている。

以上からすれば、『日次記考証』は水戸藩で作成されたものであり、東山御文庫本『日次記』に『日次記考証』が附されているのは、水戸藩の『日次記』を校合に利用したためと思われる¹³⁾。そうであれば、不審な点は残るものの、水戸藩では東方朔占書分類本とは別の論理で、蓬左文庫本の辛05の方を削除していることになるであろう¹⁴⁾。

ここまでの検討結果に基づいて『日次記』の写本系統を提示すれば、本稿末尾に附した『日次記』写本系統図(案)のようになる。もちろんこれは、今後の調査により更新されていくべきものではあるが、現時点での到達点として提示しておきたい。

なお、この史料、および『日次記考証』の記述に基づくならば、水戸藩本の『日次記』は十干分類本二三〇冊としてではなく、『台記』や『玉葉』など各日記ごとに分割され、内容も精査されて重複部分は削除されていることになる。水戸藩本の『日次記』は未確認であるので、今後、個別の日記の中に『日次記』に由来するものがないか、調査を進める予定である。

【注】

- (1) 内閣文庫所蔵御小納戸本『日次記』は、『玉海(玉葉)』六八冊・『玉葉(玉葉抄)』一冊・『玉葉』一〇冊・『台記』一三冊・『台記別記』八冊からなる。白井和樹『「玉葉」をさがせ——楓山秘閣玉海捜探——』(小原仁編『変革期の社会と九条兼実』勉誠出版、二〇一八、四三九—四六四頁)参照。
- (2) ⑩に関しては、紅葉山文庫本の段階ですでに逆丁であり、東洋文庫本・慶應本の書写段階で正されたのではないかと思われる。
- (3) ③〇・③①は、慶應本は傍書で日付の校訂をしており、一見東方朔占書分類本と同様に見えるのだが、東方朔占書分類本は見七消子で日付を訂正しているので、慶應本の校訂は慶應本独自のものと考えられる。
- (4) ③は、東山御文庫本と御小納戸本が同一であるが、これは東山御文庫本の書写時に日付の誤りを訂正したためであろう。
- (5) なお、御小納戸本『日次記』を二条家本系『日次記』と比較すると、十干分類本の乙19相当部分が存在せず、甲12相当部分を『台記』、癸26相当部分を『玉葉』として含んでおり、さらに二条家本にはない『御即位記』を附載している。この点から考えるならば、御小納戸本『日次記』一〇〇冊は、おそらくは『台記』・『玉葉』・『玉葉』として個別に伝来した写本を集成したものであり、二条家本系の『日次記』とは別系統とするべきであろう。
- (6) ⑤は、一一七冊本が貼紙を附すというだけの違いであるので、以後の検討からは除外する。
- (7) 吉田一彦他『蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察』(はじめに注1前掲)第一章では、旧二条家本の焼失年代を元文三年(一七三三)としたが、シンポジウム当日に、報告者のお一人であった中島圭一氏から、『幕府書物方日記』元文三年五月十九日条の「二条家先年、回祿之節、本書焼失いたし候由」という部分から、焼失時期は元文三年以前(例えば、二条家が火元となった万治四年(一六六一)正月十五日の火災)に求めるべきことをご教示いただいた。記して謝意を示したい。
- (8) ただし、イ本書人が行われた時点に関しては、新二条家本の書写時という可能性とともに、東山御文庫本の書写(一六八五)後、新二条家本の書写時までの間に紅葉山文庫本自体に書人がなされ、新二条家本の書写時にイ本書人も書写されたという可能性も残されている。なお調査当初は、このイ本書人は朝廷ないし二条家によるものと想定していたが、東山御文庫

本の該当部分とは、このイ本書入はほとんど一致していない。この点は、イ本書入が幕府の手によるということを裏付けるものである。

(9) 吉田一彦他「蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察」(はじめに注1前掲)。

(10) 『日次記考証』は、内閣文庫所蔵本(甘露寺家旧蔵)を使用した。

(11) 石田実洋「『明月記』延宝奥書本をめぐって——一条兼輝・靈元院の『明月記』書写と二条良基編『日次記』——」(『日本歴史』六四七、二〇〇二、一八一—三二頁)。

(12) 京都大学文学研究所蔵「大日本史編纂記録」第一九八冊所収。鍛治宏介編『大日本史編纂記録』目録(『東京大学史料編纂所』二〇一一)における番号は一九八—〇三二二。『大日本史編纂記録』は、水戸藩の『大日本史』編纂に関して、江戸や水戸に置かれた彰考館と、京都に置かれた出張所等で交わされた往復書簡の控えや写しを集積したものである。

(13) なお、朝廷が水戸藩本の『日次記』を校合に利用したのは、この時点で紅葉山文庫本の親本である旧二条家本が焼失していたためと考えられる。この点に関しては、注7も参照。

(14) この部分は、シンポジウム当日の報告では、水戸藩本が蓬左文庫本の子本ではない(紅葉山文庫本の子本である)可能性を提起したが、当日の議論をふまえて考えを改めている。

第二章 『日次記』の派生と展開 — 国立国会図書館所蔵本を中心に —

前言

本稿で扱う『日次記』とは、二条家によって編さんされた、平安時代中期から鎌倉時代前期にかけての古記録・儀式書・部類記の集成を指す。その内容は『九曆』から始まり、『台記』『玉葉』『玉蘂』『明月記』が大部分を占め、

末尾に別記類を置くという構成である。

原本といふべき二条家『日次記』は近世の火災で焼失しているが、子本の編成から、二三〇冊（甲から癸の目録一〇冊を含む）を十千に分類した形態であったと考えられる。また、この十千分類の『日次記』⁽¹⁾とは別に、鶏・狗・猪・羊・牛・馬・人・穀（員外）で分類され、合冊・分冊・追加・削除・配列変更を経た東方朔占書分類本『日次記』⁽²⁾が存在する⁽³⁾。『日次記』は元々の形態である十千分類本⁽⁴⁾と、改編が加えられた東方朔占書分類本の二系統に大別される。このうち、十千分類の諸写本については親子関係やその所有者が比較的明らかであるのに対し、東方朔占書分類の方は必ずしも明瞭ではない⁽⁵⁾。

これら二つの系統の『日次記』とは編成が異なる写本として、国立国会図書館所蔵の一五四冊本（請求記号：わ二一〇・〇八一三）が伝来している。この『日次記』は十千分類、東方朔占書分類とも構成内容・冊数・配列が異なっており、他の分類との関係も不明である。

本章では、この国立国会図書館『日次記』がどのように編集されて成立し、どういった経緯で伝来したのかを考察し、他の分類との関係を明らかにすることで、十千分類『日次記』から東方朔占書分類『日次記』が誕生するまでの過程を検討する一助としたい。

第一節 国立国会図書館『日次記』の編集過程

第一項 国立国会図書館『日次記』の概要

一 体裁

国立国会図書館『日次記』は冊子体で、全一五四冊である。ただし、現在は合冊されており、七七冊となっている。

まず、七七冊段階の体裁から見ていくと、表紙には「帝国図書館」と空押しされた茶色の紙が用いられ、その冊子に収録されている年が記載されている。これは、一五四冊段階から二冊ずつ合冊したものである。

一五四冊段階の体裁は、表紙には水色の紙が用いられ、そこに①収録されている年月、②「卅一ノ五 共一五四本」という文言^⑥、③漢数字を記しており、東京図書館のラベルが貼付されている。③の漢数字について詳述すると、一冊目の表紙には「一 二」、二冊目には「三 四 五」とあり、その冊に割り振られた数字の個数と、その冊の収録内容に該当する十干分類単位での冊数がほとんど対応することになる(表四)。例えば、一冊目には数字が二つ割り振られているが、この冊には甲01と癸23に相当する内容が収録されており、甲01が一、癸23が二、と判断できる。同じように、二冊目には癸27、甲02、甲03が収録されているため、癸27が三、甲02が四、甲03が五に該当するという具合である。つまり、表紙に記載された数字は、一五四冊に合冊される前段階の冊次を示していると考えられるのである。ただし、百二十五と百三十三は表紙に記載がなく、最終冊である一五四冊目には「二百十三 二百十四」と記載されていることを踏まえると、前段階では見かけ上の冊数が二一四冊で、実際の冊数が二一二冊だったと考えられる。

第29	57	78	丁08	猪16
	58	79	丁09	猪17
第30	59	80	丁10	猪18
	60	81	丁11	猪19
第31	61	82	丁12	猪20
	62	83	丁13	猪21
	63	84	丁14	猪22
第32	64	85	丁15	羊01
	64	86	丁16	羊02
	65	87	丁17	羊03
第33	66	88	丁18	羊04
	66	89	丁19	羊05
第34	67	90	戌01	羊06
	68	91	戌05	羊07
	69	92	戌02	羊08
第35	70	93	戌03	羊09
	71	94	戌04	羊10
第36	72	95	戌06	羊11
第37	73	96	戌07戌08	羊12
	74	97	戌09	羊13
第38	75	98	戌10	羊14
	76	99	戌11	羊15
第39	77	100	戌12	羊16
	78	101	戌13	羊17
第40	79	102	戌14	羊18
	80	103	戌15	羊19
第41	81	104	戌17	牛01
	82	105	戌16	牛02
	82	106	己01	牛02
第42	83	107	己02	牛03
	84	108	己03	牛04
第43	85	109	己04	牛05
	85	110	己05	牛06
	86	111	己06	牛07
第44	87	112	己07	牛09
	87	113	己08	牛08
	88	114	己09	牛10
	88	115	己10	牛11
第45	89	116	己11	牛12
	89	117	己12	牛13
	90	118	己13	牛14
	90	119	己14	牛15
第46	91	120	己15	牛16
	92	121	己16	牛17
	92	122	己17	牛18
第47	93	123	己18	牛19
	94	124	己19己20	牛20牛21
?	?	125		
第48	95	126	庚01庚02	牛22
	96	127	庚03	牛23
第49	97	128	庚04	牛24
	97	129	庚05	牛25
	98	130	庚07	馬04
第50	99	131	庚06	馬01
	100	132	庚08庚09	馬02馬03
?	?	133		
第51	101	134	庚11	馬05
	102	135	庚10	馬07
第52	103	136	庚12	馬06
	104	137	庚14	馬08
第53	105	138	庚13	馬10
	105	139	庚15	員外10
	106	140	庚16	馬09
第54	107	141	庚17	馬11
	107	142	庚18	馬13
	108	143	庚19	馬12
第55	109	144	庚20	員外11
	110	145	辛01	馬14
	110	146	辛02	馬15
第56	111	147	辛03	馬16
	111	148	辛05	馬17
	112	149	辛06	馬18
第57	113	150	辛07	馬19
	114	151	辛08	馬20
	115	152	辛09	馬21
第58	116	153	辛10	人01
	116	154	辛11	人02
	116	155	辛12	人03
	116	156	辛13	人04
第59	117	157	辛14	員外05
	118	158	辛15	人05

表4 国立国会図書館本『日次記』対応表

合冊(茶)	国会図書館本 前合冊(六色)		十干分類 230冊本	東方朔 220冊本
	冊次	漢数字		
第1	1	1	甲01	鶏01
		2	癸23	員外01
		3	癸27	員外02
第2	2	4	甲02	鶏02
		5	甲03	鶏03
		6	甲04	鶏04
第3	3	7	甲05	鶏05
		8	甲06	鶏06
		9	甲07	鶏07
第4	4	10	癸25	員外07
		11	癸24	員外08
		12	甲08	鶏08
第5	5	13	甲09	鶏09
		14	甲10	鶏10
		15	甲11	鶏11
第6	6	16	甲12	鶏12
		17	甲13	鶏13
		18	甲14	鶏14
第7	7	19	甲15	鶏15
		20	甲16	鶏16
		21	甲17	鶏17
第8	8	22	甲18	鶏18
		23	甲19	鶏19
		24	甲20	鶏20
第9	9	25	甲21	鶏21
		26	甲22	鶏22
		27	甲23	鶏23
第10	10	28	甲24	鶏24
		29	甲25	鶏25
		30	乙01	鶏26
第11	11	31	乙03	鶏27
		32	乙02	鶏28
		33	乙04	鶏29
第12	12	34	乙05	鶏30
		35	乙06	狗01
		36	乙08	狗02
第13	13	37	乙09	狗07
		38	乙07	狗06
		39	乙10	狗03
第14	14	40	乙11	狗04
		41	乙12	狗05
		42	乙13	狗10
第15	15	43	乙14乙16	狗08
		44	乙15	狗09
		45	乙17	狗11
第16	16	46	乙18	狗13
		47	乙20	狗12
		48	乙21	狗14
第17	17	49	乙19	狗17
		50	乙22	狗15
		51	乙23	狗16
第18	18	52	丙01	狗18
		53	丙03	狗19
		54	丙02	狗21
第19	19	55	丙04	狗20
		56	丙05	狗22
		57	丙06	狗23
第20	20	58	丙08	員外02
		59	丙07	狗25
		60	丙09	狗24
第21	21	61	丙10	狗26
		62	丙11	狗27
		63	丙12	猪01
第22	22	64	丙13	猪02
		65	丙14	猪03
		66	丙15	猪04
第23	23	67	丙16	猪05
		68	丙17	猪06
		69	丙18	猪07
第24	24	70	丙19	猪08
		71	丙20	猪09
		(72)	丁01	猪10
第25	25	(73)	丁02丁03	猪11
		74	丁04	猪12
		75	丁05	猪13
第26	26	76	丁06	猪14
		77	丁07	猪15

第6 0	119	159	辛16	人06
	120	160	辛17	人07
第6 1		161	辛18	人08
	121	162	辛19	人09→人09下
	122	163	辛20	人10
第6 2		164	辛21	人11
		165	辛01	人12
	123	166	辛02	人13
		167	辛03	人14
第6 3	124	168	辛04	人15
		169	辛05	人16
	125	170	辛06	人17
第6 4		171	辛07	人18
	126	172	辛08	人19
		173	辛09	人20
第6 5	127	174	辛10	人21
		175	辛11	人22
	128	176	辛12	人23
第6 6		177	辛13	人24
	129	178	辛14	人25
		179	壬16前半	人26
第6 7	130	180	壬15・壬16後半	人27
	131	181	壬17	人28
第6 8	132	182	壬18	人29
	133	183	壬19	人30
第6 9	134	184	壬20	人31
	135	185	壬21	人32
第7 0	136	186	壬24	人35
		187	壬25	鞆01
第7 1	137	188	壬26壬27	鞆02
	138	189	壬28	鞆03
第7 2	139	190	癸01	鞆04
	140	191	癸02	鞆05
第7 3	141	192	癸03	鞆06
	142	193	壬22	人33
第7 4	143	194	壬23	人34
	144	195	癸05	鞆07
第7 5	145	196	癸04	鞆08
	146	197	癸06	鞆09
第7 6	147	198	癸07	鞆10
	148	199	癸08	鞆11
第7 7		200	癸10	鞆12
	149	201	癸09	鞆13
第7 8		202	癸11	鞆14
	150	203	癸12	鞆15
第7 9		204	癸13	鞆16
		205	癸14	鞆17
第8 0		206	癸15	鞆18
		207	癸16	鞆19
第8 1	151	208	癸18	鞆21
		209	癸19	鞆22
第8 2	152	210	癸22	頁外09
		211	癸26	頁外08→人09上
第8 3	153	212	癸20	頁外06
		213	癸17	鞆20
第8 4	154	214	癸21	頁外08

(数字)は表紙に数字の記載がないもの
 ?は該当する冊が存在しないもの
 十干分類の辛04に当たる冊は国会図書館本・東方朔占書分類とも存在しない

以上から、国立国会図書館『日次記』は二二四(二二二)冊から一五四冊に合冊され、更にそこから七七冊に合冊されていることが確認できた。

二 配列と内容

国立国会図書館『日次記』の配列は、十干分類とも東方朔占書分類とも大きく異なっている(表四)。国立国会図書館『日次記』の特色としては、配列を年代順にするために、十干分類の時点では末尾(癸20から癸27)に収録されていた部類記を大きく移動させている点が挙げられる。

内容に注目すると、二一四(二一二)冊段階での形態と十干分類・東方朔占書分類を比較したとき、国立国会図書館『日次記』と東方朔占書分類『日次記』で同様の操作がなされているものが複数確認できる。例えば、乙14と乙16は、国立国会図書館本では四三冊目、東方朔占書分類では狗08と、それぞれ一冊に合冊されている。また、壬15と壬16は、壬16を前半と後半に分冊した上で、後半部分を壬15と合冊するという複雑な操作が加えられているが⁽⁷⁾、これも国立国会図書館本と東方朔占書分類に共通して見られる特徴である。更に、辛04は国立国会図書館本・東方朔占書分類ともに削除されている。

なお、十干分類には甲から癸までそれぞれ一冊、計一〇冊の個別目録が付随しており、東方朔占書分類にはそれに加えて東方朔占書分類での冊次を示した総目録一冊が作成されている(表五)。一方で、国立国会図書館本は総目録・個別目録いずれも持たず、冊子本体には十干分類・東方朔占書分類いずれも関連する記載は見られない。ただし、東方朔占書分類の配列記載のある丁内挟み込み物が複数確認されている⁽⁸⁾。

これまで述べたように、国立国会図書館『日次記』と東方朔占書分類『日次記』には、配列・内容に共通点が多く見出せることから、両者は十干分類『日次記』からそれぞれ別の操作をされたのではなく、共通の操作を経てその後別の系統に分かれたことが推測される。そこで、次項では、十干分類の時点での二三〇冊本から二一四(二一二)冊本段階に至るまでの編集内容を、東方朔占書分類『日

表5 目録の対応関係

内閣220冊本		230冊本	国会214(212)冊段階
総目録	第001冊		
目録01	第002冊	甲集目録	
		乙集目録	
目録02	第003冊	丙集目録	
		丁集目録	
目録03	第004冊	戊集目録	
		己集目録	
目録04	第005冊	庚集目録	
		辛集目録	
目録05	第006冊	壬集目録	
		癸集目録	

次記』のうち全体像が判明し、かつ成立が先行する内閣文庫二二〇冊本と比較することで、国立国会図書館本の編集過程を明らかにしたい。

第二項 国立国会図書館『日次記』と内閣文庫二二〇冊本の比較

一 国立国会図書館『日次記』と内閣文庫二二〇冊本の相違点

まず、十千分類時点での二二三〇冊本から両者が編成されるまでに追加・削除・合冊・分冊および合冊した内容を比較した上で判明した相違点をまとめると、次の三点となる。①内閣文庫二二〇冊本は総目録が追加されている点、②国立国会図書館本は個別目録一〇冊を削除しているのに対し、内閣文庫二二〇冊本は五冊に合冊して継承している点、③国立国会図書館本のみ己19・己20と庚08・庚09を合冊している点である。以下、個別に検証していく。

二 内閣文庫二二〇冊本の個別目録の問題

まず、②に関してだが、結論から述べると、内閣文庫二二〇冊本の個別目録五冊は当初、総目録・本文とは別の史料群として存在していたと考えられる。その根拠となる個別目録固有の特徴として、総目録・本文と個別目録で表紙の色が異なること⁹⁾、個別目録一冊目の表紙に「共五本」という記載があること、個別目録には「日

次記目録一」「日次記目録二」：「日次記目録五」という小口書きがあるが、総目録および本文には小口書きがないこと、総目録五冊には林述斎¹⁰⁾の蔵書印があるが、総目録および本文にはないことが挙げられる。

また、総目録の内容に注目すると、これは鶏から穀員外までの計二一四冊を列挙したものであり、個別目録への言及がなく、これを除いた二一五冊で完結した内容となっている。

更に、内閣文庫二二〇冊本の表紙右端には、冊次を示す漢数字が書き入れられているが、その順序は個別目録が一から五、総目録が六、本文が七から始まり以下続いていく。つまり、ある時期には個別目録（五冊）・総目録（二冊）・本文（二一四冊）という順序で配列されていたことを物語っている¹¹⁾。

つまり、内閣文庫二二〇冊本は当初、総目録一冊＋本文二一四冊＝二一五冊本として成立したのであり、後に十千分類個別目録一〇冊を二冊ずつ合冊した五冊を追加して今の形態になったと考えられる¹²⁾。このことは、十千分類の個別目録を持ちながら、総目録および本文には十千分類に関わる記載が見られないことも整合する。

よって、当初の段階では内閣文庫二二〇冊本も個別目録が削除されていたことが判明したため、国立国会図書館本と同様の操作を経ているということになる。

三 国立国会図書館本二一四（二一二）冊段階での合冊と欠番について

続いて③の、国立国会図書館本で独自に合冊している己19・己20および庚08・庚09について検討する。

ここで第一項にて述べた、国立国会図書館本の水色表紙に記載のない、第一二五冊と第一三三冊の前後を見てみると、次のような配列となっている。

(前略) : 第一二四冊〔己19+己20〕、第一二五冊(欠番)、第一二六冊(庚01+庚02) : (中略) : 第一三三冊〔庚08+庚09〕、第一三三冊(欠番)、第一三四冊(庚11) : (後略)

欠番の直前の冊の内容に注目すると、どちらも国立国会図書館本で独自に合冊が行われている冊が該当することが分かる。この状況から想定されるのは、二二四冊本から二二二冊本に合冊¹³され、そのち一五四冊本(水色表紙)に合冊された可能性と、二二四冊本から一五四冊本(水色表紙)に合冊する段階で表紙に冊次を書き漏らした結果として欠番が生じた可能性の二つである。より複雑な編集過程を想定した前者よりも、本来表紙に記載すべき数字を書き漏らしたゆえに見かけ上合冊された形になったと捉えた後者の方が妥当だろう。

以上のことから、本項で見えてきた内容をまとめると、国立国会図書館本二二四(二二二)冊段階と内閣文庫二二〇冊本の構成内容の相違点は、①の総目録の有無のみであるということになる。

第三項 国立国会図書館本と東方朔占書分類『日次記』の関係

一 国立国会図書館本の分冊および合冊の経緯

今まで述べてきたことをまとめて、国立国会図書館本が現在の形に編成されるまでの流れを示すと、次の通りである。

(一) 十十分類二三〇冊から二二四冊を編成、配列も変更

削除：個別目録一〇冊、辛04

合冊：乙14 + 乙16、丁02 + 丁03、戊07 + 戊08、庚01 + 庚02、壬26 + 壬27

分冊および合冊：壬16前半、壬15 + 壬16後半

230 | 10 (個別目録) | 1 (本文) | 5 (合冊) || 214

(二) 二二四冊本から一五四冊本(水色表紙)を編成

合冊：繁雑になるため省略(表四参照)

このとき表紙に「百二十五」「百三十三」を書き漏らす

(三) 一五四冊本から七七冊本(茶色表紙)を編成

合冊：一五四冊本段階から配列をそのままに二冊ずつ統合

二 東方朔占書分類との関係について

前述のように、国立国会図書館本の編集過程(一)の削除・合冊は、東方朔占書分類『日次記』と共通の操作である。では、東方朔占書分類『日次記』にこの分類の冊次が付されたのはいつなのだろうか。その手がかりになるのは、乙19から乙23に当たる内容の冊である。

十千分類では乙19について、その収録記事の年次を仁平三年四月から仁平四年九月としている⁽¹⁴⁾。ただし、実際の収録内容は『台記』の仁平四年四月から同年九月の記事であり、同じく『台記』の仁平四年四月から六月を収録する乙22および仁平四年七月から九月を収録する乙23と重複している。しかし、非十千分類『日次記』では年次の誤りを修正し、配列に変更を加えている。

国立国会図書館本では、乙19・乙22・乙23の順に配列され、乙19(第三三冊/一五四)の一丁目表に「此冊次ノ二冊ト重本歟」という貼紙が付されている。

一方、内閣文庫二二〇冊本では、乙22・乙23・乙19の順に配列され、乙19(第五三冊)の一丁目表に「此冊次ノ二冊ト重本歟」という貼紙が付されている。しかし、乙19の方が後に配列されているにも関わらず「次ノ二冊」と重複している、と注記するのは不審である。

乙22・乙23・乙19という配列は、東方朔占書分類『日次記』の総目録の内容と一致するため、東方朔占書分類の冊次が付されたのはこの配列の段階であることが分かる。そして、貼紙が付されたのはそれよりも以前、乙19が前に配列されていた段階だろう。つまり、操作の手順は次の通りになる。

(一) 乙19・乙20・乙21・乙22・乙23…十千分類段階

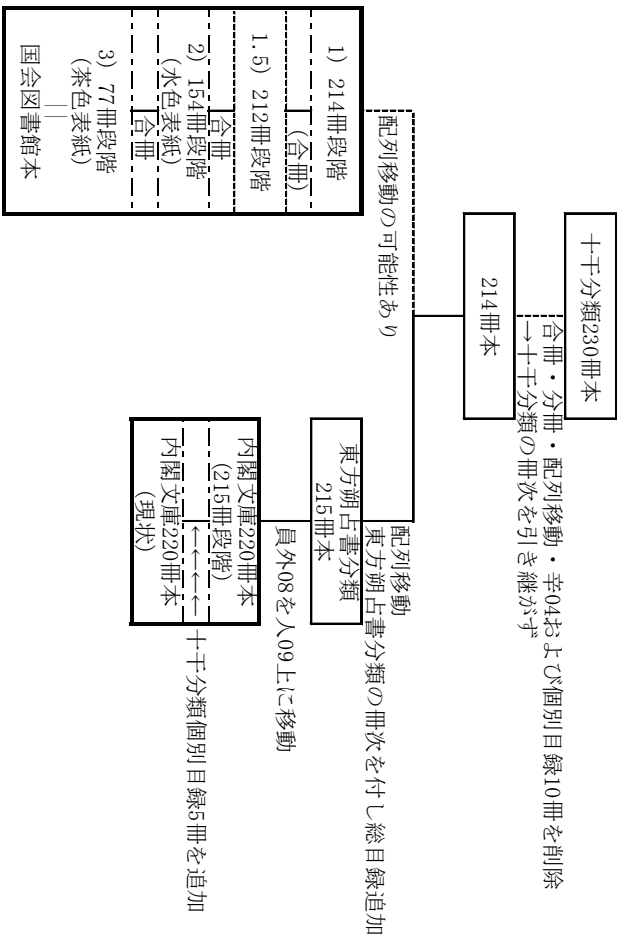


図1 国立国会図書館本・内閣文庫220冊本「日次記」関係図

(二) 乙19・乙22・乙23と配列変更、貼紙を付す：国立国会図書館本の系統

(三) 乙22・乙23・乙19と配列変更、東方朔占書分類の冊次を付し総目録を追加：内閣文庫二二〇冊本

以上から、国立国会図書館本は東方朔占書分類『日次記』が成立する以前に分かれたことが判明した。両者の関係は図一のようになる。

第二節 国立国会図書館『日次記』の伝来過程

第一項 国立国会図書館に入るまで

国立国会図書館『日次記』の伝来について述べる上で重要な事柄として、東京書籍館（国立国会図書館の前身）による明治時代初頭の旧藩蔵書の収集事業がある⁽¹⁵⁾。

【史料一】西村正守・佐野力「東京書籍館における旧藩蔵書の収集」（国立国会図書館総務部編『図書館研究シリーズ』一五、国立国会図書館、一九七三）所収史料

石川県

本朝通鑑 二百二卷

朝野群載 十三冊

黒田紀略 三冊

覆醬集

十四冊

続日本後記

二十冊

官中秘策

十五冊

神代卷家伝聞書

九冊

(以下、三〇〇部略)

黄氏日抄

二十四冊

木鐘台全集

十冊

西峰字説

三十二冊

日次記

〈四箱〉

二百十四冊

礼儀類典

〈三箱〉

四百三冊

中右記

八十三冊

小右記

七十九冊

師茂記

五十三卷

平戸記

十九冊

洞院家記

二十五冊

高麗史

〈二箱〉

七十二冊

名山勝概記

五十一冊

康富記

〈二箱〉

九十三卷

(以下、二〇部略)

【史料二】金沢市立玉川図書館近世史料館蔵「石川県ヨリ文部省へ出ル和漢書籍ノ内国書目」(請求記号…特

一六・〇一一一七)

・表紙

成瀬正居「献」

石川県ヨリ文部省へ出ル和漢書籍ノ内国書目

・内容

(前略)

大府記

〈漢文〉

五冊

〈大藏卿為房記歟 承暦二年ヨリ寛治六年ニ至ル〉

目次記

二百十四冊

〈九条師頼公ヨリ頼長(悪左府) 信西、定家、匡房、経嗣、等十七八名ノ記

天暦元年ヨリ暦仁仁治ニ至ル 台記山槐記明月記等入之)

洞院家記

二十五冊

〈宇多天皇以下踐祚式等 弘安六年奥書アリ〉

二条家本系『目次記』諸写本の比較と写本系統

吉記

十四冊

〈吉田権中納言経房卿ノ記 承安二年寿永元年ノ頃〉

続吉記

七冊

〈文永四年乾元二年ノ頃〉

(後略)

【史料一】は各府県から東京書籍館に移管された蔵書のリストから、石川県に関わる部分を抜粋したものである。ここに「日次記 四箱 二百十四冊」とあり、水色表紙の前段階での冊数と一致することから、これが現在の国立国会図書館『日次記』であることが窺われる¹⁶⁾。更に、石川県側の史料である【史料二】からも裏付けが取れる。これにより、国立国会図書館『日次記』が加賀藩旧蔵のものである可能性が浮上する。

東京書籍館に提出された書籍の大半は旧藩校のものであると考えられており、中には藩の蔵書や明治時代以降に新しく購入されたものもあるという¹⁷⁾。加賀藩については、明治維新の版籍奉還・廃藩置県等の際に大量の典籍・古文書類が散逸したことが指摘されている¹⁸⁾。また、明治初年に加賀藩の文庫である尊経閣および秘閣の蔵書が藩校である明倫堂に交付され、明倫堂の旧蔵書は尊経閣の図書とともに石川県に寄託されることとなった¹⁹⁾。よって、『日次記』の旧蔵者の候補として、藩校・藩文庫の両者を検討せねばならない。

まず、明倫堂の蔵書については目録の存在が幾つか指摘されている²⁰⁾。このうち、「明倫堂御蔵書目録(写)」・「明倫堂御書総目(写)」・「明倫堂御書物目録」・『陸原之淳留記』収録「明倫堂御書総目」²¹⁾には、『日次記』

についての記載は確認できなかった。また、国立国会図書館『日次記』が持つ蔵書印は、国立国会図書館およびその前身・関連機関のものに限られており、明倫堂旧蔵であることを示すものはない。

そこで、次項では、藩文庫の蔵書であることを念頭に置いて加賀前田家と『日次記』の関わりを論じていく。

第二項 加賀前田家と『日次記』

一 前田綱紀による図書蒐集

加賀前田家の蔵書について検討する上で欠かせないのが、前田綱紀による図書蒐集事業である。これは綱紀が十七歳であった万治二年（一六五九）頃から開始され、寛文年間（一六六一～一六七三）には本格化し、延宝元年（一六七三）にはその事業は広く知られていたという²⁵。延宝から貞享にかけて（一六七三～一六八七）、書物才覚人（書物調奉行）を各地に派遣して、書物の探索をさせ、書物の蒐集・書写を藩の事業として行い、綱紀の最晩年である享保七年（一七二二）にも書物探索を実施し、それらの書物が尊経閣文庫の中核となったという²⁶。

綱紀の書物探索の対象は朝廷・幕府・公卿・大名から古社寺・諸名家・蔵書家まで多岐に渡るが²⁵、『日次記』の入手・書写過程を検討する上では『日次記』原本を所持していた二条家、尾張徳川家から『日次記』を書写している水戸徳川家²⁵、東方朔占書分類本『日次記』を有していた林家²⁶ともやり取りがある点が特に注目される。このうち、『日次記』の書写に関わる史料が確認できた水戸家との交渉について確認したい。

二 『日次記』をめぐる前田綱紀と水戸光圀のやり取り

（こ）では前田家と水戸徳川家の間で交わされたやり取りを中心に見ていく。

【史料三】金沢市立玉川図書館近世史料館蔵『松雲公採集遺編類纂』書籍之部・国史以下和漢之書籍類搜索方
ニ付京都等言上書并書籍向書札等写（請求記号・特一六、〇三一―九七一―）

（前略）

一 二条殿御家ニ玉海・玉蘂・台記・明月記等を集メ候て二百卷許有之、右御家ニ而御^{オヒナミ}日次記と申候、二条之御家ハ京都將軍家之時分ヨリ：（中略）：今御家ニ有之日次記ハ、水戸家ヨリ暫時之内御借用之分ニて、御書物役ハ勿論、其外數十人ニ被仰付、僅四五日之内ニ而書写出来候旨、享保五年庚子二月四日之夜御意拝聴仕候、
中村典膳

【史料四】水戸義公書簡集四五三松平加賀守宛文書（徳川罔順編『水戸義公書簡集』下、角川書店、一九七〇）

御書付之通令拝見候、昨日より土用ニも入候得共、御勇健之由、珍重存候、如仰先日者於御城乍早々得御意、大慶ニ存候

（中略）

一 此方日次記御覽被成度由、度々被仰聞候、何より易御用ニ御座候へ共、公儀之御本ニ而御座候故、固門外不出ニ仕候、当春今出川大将殿御下向之節、日次記之事色々被仰候へ共、右之断を申、借不申候、於

其許御用之事候ハ、此方へ人被遣、様子御見せ、御用之所書拔被成候様ニ致度候、其許へ進申事ハ以後誓言の爲ニ御座候間、御免可被下候、尤此方ニ而見せ申事も他へハ不仕候へ共、貴様之御事ハ各別ニ存、ケ様に申入候、たとへ左様ニ候而も無御沙汰様ニ致度候

(中略)

西六月七日

【史料五】年未詳九月 記録借用方に付書状 (『金沢市史』資料編三 近世一 二三八頁 一一八文書)

猶以重宝之記録へ与内々承及候得共、終ニ不見申候処、今般拔書之所ニ一覽仕、慥成珍書不過之奉存候、拔書之品々者尊意次第指除可申候条、弥以全部少ツ、成共無異儀拔書之様ニ偏奉願候御事候、以上

一筆致啓上候、打続天氣相悪敷御座候得□御健康被成御座珍重之御事候、昨日者御□殊一種被懸貴意被思召付候段忝次第候、然へ者」日次記拔書之儀御許容、其上家来差越申様ニへ与被仰付過分不淺奉存候、去々年も以藤井紋太夫方家来五十川剛伯迄御内意之趣殊更入用之所も候へ者」何ヶ度へ茂」拔書被仰付可被下候旨重々御懇慮之仕合奉存候、去共其節へ者」下ニへ而」滯申儀有之、不任所存打過申候処、此度又恩借本懐之仕合候、就其去十八日ヨリ家来差越候得共、存之外大冊且又一冊ニ付へ而」拔書之日限相定候故、加様之拔書終ニ不仕付者共調兼申候故、重へ而」与三右衛門迄相談仕候得へ者、又候被聞召上時刻緩々へ与罷有可相調之旨被加尊意別へ而」忝仕合御座候、此上へ者」手二叶申程者先々相調見申様ニへ与」申付差越申候間其内整兼候へ者」御内衆へ江」助を□□可申由与三右衛門迄申遣置候、勿論御内衆へ江」□□拔

書申品々具二与三右衛門迄可申談候、若又私□□申間敷哉〈与〉御内衆被致猶予候事〈茂〉可有御座歟□然与三右衛門迄申間候通、御内衆拔書被調候〈者〉家来之者と与三右衛門宅にて請取可申候条其刻一通見合自然書加申度義も候〈者〉、其度々与三右衛門又〈者〉被附置候衆〈江〉相断、其衆見申所二而書加申様二可仕候条、別二御内衆遠慮可有之義二〈而〉無御座候、弥御内衆〈江〉頼申候ハ、無遠慮被致拔書候様被添其命可被下候、将又与三右衛門□□被付置候衆〈江者〉拔書之様子ヲも度々為見申様二〈者〉申付候得共、余り不調法成儀共広為見申段痛入候条、右衆中之外〈江者〉堅遠慮仕候様二〈与〉申渡置候、拔書之様子〈者〉右之面々〈江〉御尋被成候〈者〉、委細二言上可有御座候、自然御笑草二不調法之拔書御覽可被遊候〈者〉与三右衛門迄可仰下□聊御他見無御座入御披見申様二可申談候、次二拔書□□品々首書仕、家臣之者共〈江〉相渡候、紙面御□□右衛門〈江〉為見候、存出次第書付申候故、如□□書面二御座候得共、是亦御覽可被成候ハ、早々□□間候様二と与三右衛門迄申達置候、昨日右之紙面入御披見度之旨家来迄演述之由承候故、昨夕為持遣申候、余見苦敷紙上候間、致清書進覽仕度存候得共、結句先達〈而〉与三右衛門被見候紙面之俣〈与〉存、其儀無御座、漫成覺書賢覽之程赤面仕候、余人不被見申様二偏奉頼候、拔書之品々数多近頃自由ヶ間敷御座候へとも、重〈而与〉申上候義猶以難仕候故、望二存候儀共、無遠慮書付申候、若年多被思召候〈者〉何分〈二〉も御指図次第指除申度之旨兼〈而〉与三右衛門迄示談候間、無御用捨被仰下候様二と奉存候、勿論与三右衛門迄〈者〉度々御礼申上候得共、御懇意之義共難黙止呈愚筆候、寔事長キ書面憚入候得共加様之儀共不被聞召置候〈者〉御内衆難□指心得義も可有之哉〈与〉如此御座候、恐惶□□

九月廿四日

水戸相公様

参人々御中

松平加賀

(花押影)

(尊経閣文庫「松雲公水戸義公往復書牘」)

【史料三】では『日次記』の原本である二条家のものについて言及があるが、この文章の中に「御家」、つまり前田家が『日次記』を所蔵していること、その『日次記』は水戸家所蔵のものを借用して書写したものであることが明記されている。

これを裏付ける史料として【史料四】【史料五】を確認しよう。まず、【史料四】は天和元年(一六八一)の書状で^②、水戸光圀が前田綱紀に対し、水戸家の『日次記』について、使者を寄越して「抜書」することを許していることが分かる。続く【史料五】はおそらく【史料四】以降のやり取りに関わるもので、『日次記』の「抜書」作業について述べ、「存之外大冊」であるために進捗が芳しくなく、苦心している様子が窺われる。

水戸家所蔵の『日次記』の書写については、京都大学文学研究科が所蔵する「大日本史編纂記録」でも確認できる。【史料六】は延宝八年(一六八〇)三月の史料である。

【史料六】板垣宗愴・鶴飼鍊斎宛佐々宗淳・人見伝書状案(小川幸代・大塚統子「大日本史編纂記録(一)」)神

道古典研究所紀要』六、神道大系編纂会、二〇〇〇）

二月十五日之覚書相違則指上申候、

（中略）

一 日次記之儀、公家衆御聞及、御所望之御方も可有かの由、畢竟他借（者）成申間敷候、門外不出之書之由何時も御挨拶可被成候、

（後略）

これは【史料四】の前年に当たる史料であり、公家衆からの「御所望」があったことがここからも判明する⁽²⁸⁾。更に、【史料七】は彰考館の蔵書を前田綱紀が記録したものであるが、ここに「日次記貳百三十冊」とあり、朱勾が付されていることが確認できる⁽²⁹⁾。この朱勾は、綱紀が自身も所蔵している書物に付したものであり、この目録が作成された天和三年（一六八三）時点で前田家に『日次記』が存在したことが強く推測できるのである。

【史料七】常山書庫目録（朱勾は省略）

書籍目録

日次記 貳百三十冊

明月記 五十四冊

(以下略)

三 水戸家『日次記』と前田家『日次記』

二では水戸家が所蔵する『日次記』を書写した前田家所蔵の『日次記』が存在したことを明らかにした。ここで、この前田家『日次記』と国立国会図書館『日次記』を同一のものと評価すべきかどうかを今一度検討する。

問題となるのは、水戸家の『日次記』は、現在名古屋市蓬左文庫に所蔵されている尾張徳川家の『日次記』を書写したものである点である³⁰。国立国会図書館『日次記』は蓬左文庫本と比べて文字の誤りや欠損が少なく、それを引き継いでいると想定される水戸家本の写しと判断することは難しい。内容面で比較するならばむしろ、国立国会図書館本は内閣文庫二二〇冊本に近く、書き入れ・誤脱の状態が非常に共通しているのである。

つまり、国立国会図書館本が水戸家の『日次記』の系譜を引くものであるとする場合、水戸家、もしくは前田家の段階で綿密な校合・編集作業が行われたと考えねばならない。更に、【史料七】の時点では二三〇冊本であることから、天和三年の時点では十干分類の状態を保っており、第一節で確認した編集については前田家でなされた操作である可能性が高くなる。場合によっては、国立国会図書館『日次記』は、天和年間に水戸家のものを筆写したものを元にして、数段階の操作を経た上で成立した写本であることも考慮する必要がある。

まとめと展望

以上、二節に渡って、国立国会図書館『日次記』をめぐる問題を取り上げてきた。各節の概要をまとめる。

第一節では、『日次記』の分類ごとの系統の関係を考察し、その結果、国立国会図書館『日次記』は東方朔占書分類『日次記』と共通の操作を経て成立したもので、途中までは共通の操作がなされるが、東方朔占書分類の冊次が付される以前に分かれた系統であることが明らかになった。これにより、十干分類とも東方朔占書分類とも異なる系統の『日次記』が存在することが判明した。

第二節では、加賀前田家による『日次記』所有について検討した。国立国会図書館『日次記』は明治時代初頭に石川県から移管されたものであり、旧加賀藩が本来所蔵していたものであると考えられ、前田綱紀が水戸光圀所蔵の『日次記』を書写していたことも明らかになった。ただし、これが現在国立国会図書館で所蔵されている『日次記』そのものに当たるかは要検討である。

十干分類『日次記』の所有者は、おおもとである二条家の他に、将軍家・御三家・朝廷などが挙げられるが、更に加賀前田家がこれに加わる可能性が浮上した。また、東方朔占書分類『日次記』の場合、内閣文庫二二〇冊本は林家、内閣文庫三三五冊本は十九世紀初頭の福知山藩主である朽木綱泰、内閣文庫一一七冊本は幕末・明治期の国学者である井上頼圀の蔵書印が確認でき、これが各写本成立時の所蔵者を示すかどうかは別として、十干分類『日次記』の所有者とは性格を異にしている。国立国会図書館本が石川県（加賀藩）に存在した時点での形態である二一四冊本の成立が、これら『日次記』が展開していく鍵であると言えよう。

【注】

- (1) 主な写本は「はじめに」を参照のこと。
- (2) 東方朔占書分類という呼称の由来については吉田一彦・廣瀬憲雄・木村慎平・手嶋大侑・松蘭斉・鳥居和之・丸山裕美子・浅岡悦子・芝田早希・蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察——書物の書写・贈与・相続をめぐる公家と武家——（『名古屋市立大学大学院人間文化研究科人間文化研究』三三、二〇一九）の第一章（執筆：廣瀬憲雄）参照。
- (3) 現在確認できているのは内閣文庫二二〇冊本（林家旧蔵）、内閣文庫三三三五冊本（教部省旧蔵）、内閣文庫一一七冊本（内務省旧蔵）である。
- (4) 以降、十千分類『日次記』の内容について述べるときは、現存するうち一番古い時期に書写されたと考えられる蓬左文庫本『日次記』二二三〇冊本（六六一一）を元に論じる。
- (5) 十千分類『日次記』の書写過程について言及したものととして、注2吉田他二〇一九・藤實久美子「紅葉山文庫の管理と書物師出雲寺家」（『近世書籍文化論——史料論的アプローチ——』所収、吉川弘文館、二〇〇六）／初出『学習院史学』三二、一九九三所収「紅葉山文庫管理と書物師出雲寺」・同上「本朝通鑑」編修と史料蒐集——对朝廷・公家・武家の場合——（同上所収／初出：史料館『研究紀要』三〇、一九九九所収「本朝通鑑」編修と史料収集——对朝廷・武家の場合——）・石田実洋「明月記」延宝奥書本をめぐる——一条兼輝・靈元院の『明月記』書写と二条良基編『日次記』（『日本歴史』六四七、二〇〇二）などがある。
- (6) 「卅一ノ五」はこの『日次記』が三一部のうち五部目であることを示す。
- (7) 壬15は『玉藻』の承久二年十一月の記事、壬16は承久二年十月および十二月の記事が収録されているが、国立国会図書館本・東方朔占書分類ではこれらを時系列順に配列し直したためこのような操作がなされた。
- (8) 挟み込み物一〇点に九冊分の東方朔占書分類における配列の情報が記載されている。この配列は東方朔占書分類『日次記』の総目録の記載とすべて一致した。
- (9) 総目録と本文の表紙は香色だが、個別目録の表紙には赤茶色の紙が用いられている。
- (10) 明和五年（一七六八）生、天保十二年（一八四一）没。

- (11) 現在は総目録・個別目録・本文の順序で整理されている。
- (12) このことに関連して、その他現存する東方朔占書分類『日次記』と個別目録について述べる。まず内閣文庫三三五冊本は二二〇冊本の子本の可能性が指摘されている写本であるが(注2吉田他二〇一九第一章)、総目録・個別目録・本文が同じ仕様であるため、成立当初から個別目録を有していたと考えられる。これは内閣文庫二二〇冊本が個別目録と統合されて以降に写されたと判断できる。また、内閣文庫一七七冊本は欠巻があり、総目録は持つものの個別目録は持たないため、個別目録は当初は存在したが現存していない可能性と、当初から存在しなかった可能性を考える必要があるが、ここでは後者を重視し、東方朔占書分類『日次記』は個別目録が削除された二二五冊の状態が本来の形であり、内閣文庫二二〇冊本に個別目録が付されたことでこれを有する系統が新たに出現したと推測する。
- (13) このとき合冊したのが己19・己20および庚08・庚09となる。
- (14) 乙19の外題、および個別目録乙の記載より。乙19の内容を読めば仁平四年であることは明確だが、一見ただけでは仁平三年が誤りであることは判断できない仕様となっている。
- (15) この事業については、西村正守・佐野力「東京書籍館における旧藩蔵書の収集」(国立国会図書館総務部編『図書館研究シリーズ』一五、国立国会図書館、一九七三)、岡田温「旧上野図書館の収書方針とその蔵書」(同編『図書館研究シリーズ』一五、国立国会図書館、一九六一)など。
- (16) 東京書籍館への移管は明治九年八月十四日付である(注15西村・佐野一九七三)。
- (17) 朝倉治彦「藩校の蔵書」(『書庫縦横』所収、出版ニュース社、一九八七/初出:古通豆本二五『藩校の蔵書』、日本古書通信社、一九七六)参照。
- (18) 菊池紳一「前田家の図書蒐集【近世】」(『加賀前田家と尊経閣文庫——文化財を守り、伝えた人々』所収、勉誠出版、二〇一六)参照。
- (19) 小野則秋「金沢藩明倫堂の文庫」(古稀記念 小野則秋先生論文集刊行会編『小野則秋図書館学論文集』所収、古稀記念小野則秋先生論文集刊行会、一九七八/初出『園研究』一五一一、一九四二)参照。
- (20) 膽吹寛「金沢藩明倫堂の蔵書目録」(『国語国文学』、福井大学言語文化学会、二〇〇七)参照。

- (21) 全て金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵。請求記号はそれぞれ特〇九一・〇一・一九一・特一〇・〇一・二七・特〇九六・〇一・二九六・特一六・五七―〇二八。
- (22) 注18菊池二〇一六参照。
- (23) 西村聡「学問の奨励」（金沢市史編さん委員会編『金沢市史』通史編二近世所収「利常・綱紀の文化政策」、金沢市、二〇〇九）参照。
- (24) 近藤磐雄『加賀松雲公』中（羽野知顕、一九〇九）参照。
- (25) 詳細については注2吉田他二〇一九の第二章（執筆：木村慎平）を参照。
- (26) 注3参照。
- (27) 注24近藤一九〇九参照。今出川公規がこの年（干支は辛酉）右大将に在任していること、後述の【史料七】から天和三年時点での前田家の『日次記』所有が確認できることから、妥当な見解といえる。
- (28) なお、【史料三】では御書物方その他を水戸家に派遣しての書写ではなく「御借用」という表現を用いている点に注意が必要であるが、原則門外不出であるはずの『日次記』の借用が、前田家には認められたのか、回想であるため表現が不正確なものになっているかは一考を要する。
- (29) 以下、【史料七】の前田育徳会所蔵「常山書庫目録」については石川県立美術館編『開館五周年記念―加賀文化の華―前田綱紀展』（石川県立美術館、一九八八）参照。
- (30) 注25参照。

おわりに

以上、本稿では第一章で『日次記』諸写本の系統を、第二章で国立国会図書館本『日次記』の成立と伝来の問題を検討した。それぞれの結論は、各章附載および本稿末尾の図表等にまとめられているので、ご参照をお願いしたい。

二条家本系『日次記』の研究において、今後まず求められるのが、水戸藩本『日次記』の調査と前田家本『日次記』の伝来状況の確認である。しかし、二〇二〇年二月にシンポジウムを開催した後、新型コロナウイルスの流行により調査が大幅に制約されてしまい、この点に関しては新たな知見を得ることができなかった。本稿は、現時点での『日次記』研究の成果を発表するものであるが、この点に関しては、読者諸賢の御了解を得られれば幸いである。

【附記】

附記1 著者の所属・執筆分担は以下の通りである。

廣瀬憲雄（愛知大学文学部教授、「はじめに」・第一章・「おわりに」担当）

芝田早希（名古屋大学人文学研究科博士課程後期課程、第二章担当）

また、本稿で提示した成果は、執筆者二名を含む蓬左文庫典籍研究会のメンバー（吉田一彦・丸山由美子・松蘭斉・鳥居和之・木村慎平・今和泉大・手嶋大侑・浅岡悦子・稲垣竣亮・西山亮介・長谷川恵理および廣瀬・芝田）で行った調査に基づいている。

附記2 本稿は、本文冒頭でも記した通り、二〇二〇年二月一日に行われたシンポジウム「蓬左文庫本『日次記』をめぐる公家と武家Ⅱ ―『日次記』写本調査の成果から―」での研究発表をもとにしている。シンポジウム当日は、ご報告いただいた中島圭一氏を始め、多くの方から貴重なご意見を頂くことができた。記して謝意を示したい。

附記3 本稿は、シキシマ学術・文化振興財団平成三十年年度研究助成、日本私立学校振興・共済事業団学術振興研究資金（研究代表者はいずれも廣瀬憲雄）による研究成果の一部である。

